

令和8年6月10日（水曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（11名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	_____
8 番	広 瀬 隆 博 君	9 番	乾 豊 君
10 番	若 山 隆 史 君	11 番	藤 埴 理 君
12 番	中 村 ひとみ 君	13 番	富 田 栄 次 君

欠席議員（1名）

7 番	山 田 成 利 君
-----	-----------

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	桐 山 裕 次 君	企画調整課長	小 竹 武 志 君
税 務 課 長	溝 口 誉 子 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	桑 原 和 弘 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	木 村 朋 宏 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 森 俊 宏 君	上下水道課長	川 瀬 桂一郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	藤 江 和 明 君	消 防 主 任	三 輪 学 君
教 育 長	神 谷 憲 一 君	教育次長兼 学校教育課長	藤 塚 正 博 君
生涯学習課長	久保田 陽 一 君		

3 職務のため出席した職員

事 務 局 長	高 木 智 司	書 記	伊 藤 大 貴
総 務 課 主 査	石 川 敦 詞		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開議

○議長（広瀬隆博君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、10番 若山隆史議員、11番 藤埴理議員を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（広瀬隆博君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

9番 乾豊議員。

〔9番 乾豊君登壇〕

○9番（乾 豊君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

まず1点目でございますが、垂井町の教育方針について。2点目は、養護老人ホームの措置制度について。以上、2点につきまして質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目でございますが、まずはこのたび教育長に御就任、誠におめでとうございます。今後ますます垂井町の教育に御尽力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、質問に入りたいと思います。

垂井町の教育方針についてであります。

本町の教育が目指すべき方向性についてでありますけれども、社会の変化が著しい中、子供たちに求められる力も大きく変わってきていると思います。そうした中で、教育長御自身は、本町の子供たちにどのような資質、能力を身につけさせたいと考えておられるのか、その教育観についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、その理念をどのように現場へ浸透させていこうとされているのか、お伺いしたいと思います。

教育方針は掲げるだけでは意味がなく、実際の教育活動に反映されてこそ価値があります。教育長として、各学校に対しどのように方針を示し、どのような実践を担保していくのか、具体的にお聞かせください。

また、現在の教育現場では、不登校やいじめ、学力の格差など、様々な課題が顕在化しています。こうしたことに對しても、教育長としてどのように意識を持ち、どのように優先順位をつけて取り組んでおられるのかお伺いしたいと思います。

さらに、少子化の進行に伴い、学校の在り方そのものが問われております。小・中学校の統

廃合も含めた議論が進む中、当町においても毎年出生数も減っていく中で、各小・中学校の児童・生徒数もますます減っていくばかりでございます。一学年で数名しかいない学校もあり、複式学級を取るのがよいのか、あるいは将来的に学校統合という選択肢を取るのがよいのか、教育長の目から見て学校統合というお考えはあるのかどうか、お聞かせください。

また、教育環境の質をどのように確保していくのかについて、教育長としてのお考えをお示しください。

最後に、教育は行政施策であると同時に、人づくりの根幹であると思います。だからこそ、その方向性については教育長の強い思いが求められると思います。本町の教育をどのような姿に導いていくのか、その覚悟とビジョンについて、改めて教育長にお伺いをしたいと思います。

続きまして、2点目でございます。

養護老人ホームの措置制度についてであります。

老人福祉法は、高齢者の福祉を守り、安心して生活できるようにするために、1963年に日本の法律として制定されました。その主な内容は、高齢者の生活支援、福祉サービスの提供、老人福祉施設の設置、市町村の役割、高齢者の健康保持や社会参加の促進など、法律に基づいて特別養護老人ホーム、老人福祉センター、デイサービスなど制度や施設運営が行われております。

特に市町村には、老人福祉計画を作成し、高齢者が地域で暮らし続けられるよう努める責任があると思います。地域包括ケアシステムの住まいの一つには養護老人ホームもありますが、現在、垂井町内には多くの独居高齢者が生活されており、今後住み慣れた地域での生活に不安を抱えた方が多く見えます。

養護老人ホームは、本町の老人福祉計画である第9期いきがい長寿やすらぎプラン21の中で、高齢者の住まいの確保として、高齢者が環境的・経済的な理由によって居宅で生活することが困難な場合に措置を取って入所する施設であります。適正な入所措置により、高齢者の生活の安定を図ると位置づけられております。

そこで、この養護老人ホームの措置についてお尋ねをしたいと思います。

1つ目ですが、本町でも高齢者への支援施策の一環として養護老人ホームへの措置を行っておられると思いますが、その措置の現状、制度の利用状況についてお伺いしたいと思います。

2つ目ですが、養護老人ホームへの措置に対しては、国からの交付税措置があったと思いますが、どのように算定されているのか、措置人数によってどのように変わるのか、その状況についてお伺いしたいと思います。

3点目でございますが、措置費の算定や措置の実施に当たっては、厚生労働省の老人保護措置費支弁基準等の通知や町の例規等の規定に基づき、必要な方へ必要な支援が届くよう適切に運用されておられると思います。一方、実際の運用に当たっては、様々な状況にある高齢者の方々に対し、どのような支援を行っていくのかを判断していくことは大変難しい側面もあるのではないかと推察いたします。そこで、実際に措置を行う際の町としての判断基準について、

その現状をお伺いいたします。

以上、2点について質問をします。分かりやすく丁寧に御答弁いただきますように、よろしくお願いをいたします。

○議長（広瀬隆博君） 神谷憲一教育長。

〔教育長 神谷憲一君登壇〕

○教育長（神谷憲一君） おはようございます。

初めに一言御挨拶申し上げます。

4月から教育長として就任いたしました神谷憲一でございます。本町の教育振興に精いっぱい取り組んでまいり所存でございます。議員の皆様方におかれましては、御指導御鞭撻、また御支援賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、ただいま乾議員からは、今後の教育振興につきまして、大きく5点から御質問を頂戴いたしました。

1点目は教育長としての教育観とその実現に向けた具体的方策について、2点目は教育現場への諸課題への対応について、3点目は学校統廃合について、4点目は教育環境の質の確保について、5点目は本町の教育振興の在り方についてでございます。

初めに、教育長としての教育観とその実現に向けた具体的方策についてでございます。

現在、私が校長会等でキーワードとしておりますのは、社会のよりよき未来への貢献でございます。これは学校として、義務教育を通して子供たちにどのような力をつけていくべきなのか、大人として義務教育を卒業する子供たちにどのような姿を求めていくべきなのか。これまでの私自身の教員人生において、機会あるごとに何度も自問自答してまいりました。

そうした中で、現在自分の中で落ち着いているところが、社会のよりよき未来への貢献でございます。ぜひ子供たちには、将来自分がどのように社会貢献していくのかを考え、それに必要な力を身につけていってほしい。同時に社会のよりよき未来に思いをはせたり、見極めたりする見方・考え方も備えてほしい。そうした力を育てる学校であってほしい。そのために、学校、家庭、地域を含めた社会の大人は、子供たちのよき手本となるよう、様々な目標や課題に挑戦し、よりよき社会を目指し、貢献する存在でありたいと強く願っているところでございます。

子供たちがよりよき未来、とりわけ社会のよりよき未来を想定し、そこに自身の居場所を見だし、どのように貢献していくのかを考え、それに資する力をつけることができるよう義務教育段階から努力することは相当難易度が高いことと思われまふ。しかし、そうしたことの素地は幾らも育てることができると考えております。その中心となる時間が、かねてから設けられております総合的な学習の時間でありまふ。この時間を通して、子供たちは本物の事象に対して、どうしてだろう、なぜだろう、本当にそうかな、私たちはどうあるべきかなと自身に問い、探究的な学びを通して実践力・推進力を身につけてまいります。

学習内容の例を挙げまふと、小学校3年生、4年生では、日々目に映る山や水田から地域の

暮らしや産業、5年生、6年生では県内外に目を向け、食の安全や防災などの社会課題を、中学校1年生では世界に目を向け、そして中学校2・3年生では実際の職場体験とともに様々な企業や働く人々の社会貢献に触れ、自身の将来について考えを深めていく学習などでございます。こうした学習を充実をさせることを強く願っております。

不易と流行、私は、不易として大切にすべきものは、人としての在り方であると思っております。知・徳・体を兼ね備えること、人として人を受け止め、受け入れ、共に高みを目指して歩むことができる心や行動でございます。

御承知のとおり、現在、未来に羽ばたく子供たちを取り巻き、教育の在り方に大きく影響を及ぼすであろう社会状況として、様々な事柄が上げられます。人口減少、少子高齢化、グローバル化、多様性と包摂の重視、デジタル化、不確実性の高まり、人生100年時代などがございます。これらは、文部科学省が次の学習指導要領の改訂に向けても重視している事柄です。

人はどの時代にも、また教育界や産業界など、どの世界においても、その時代、その世界の限界性に挑戦し、時代や世界を牽引し、支え、よりよき社会をつくってきました。今、社会の仕組みや価値観は相当なスピードで変化しています。このことは本町においても同様であります。学校はもちろん、教育行政もこれらの変化を予測し、よりよき未来を見極め、子供たちが主体的に取り組み、実践力・推進力を高めていくことができる存在でありたいと願っています。

以上、長々と申し上げましたが、新教育長といたしましては、こうした社会状況や本町の児童・生徒、保護者、地域の皆様の状況を踏まえて作成されました垂井町教育大綱や垂井町小学校教育指導の方針と重点の具現に努め、ただいま申し上げました願いを組み入れながら、本町の教育振興に取り組んでまいり所存でございます。

また、こうした教育長としての私の願いや考えは、校長会において理論を伝えるとともに、具体的な実践を基に研修を行い、各校において指導するよう指示し、現場への浸透を図っているところでございます。

進捗管理につきましても、学校訪問や各種学校参観の際に直接確認したり、各校職員や担当者から様子を聞いて行ってまいり予定でございます。

2点目の教育現場の諸課題への対応についてでございます。

議員御指摘のとおり、学校現場におきましては、不登校、いじめ、学力の格差等のワードでくくられる様々な教育課題がございます。これらにつきましては、それぞれ要因として様々なことが上げられることが多いため、学校のみで解決に至ることが困難な場合や、当該の子供に関連する人々のお力が必要とされる場合が多くございます。学校や教育委員会といたしましては、これまでに構築しました基本的な対応を当該児童・生徒に寄り添い、確実に履行してまいります。

なお、これらの日常的な教育課題の対応につきましては、優先順位をつけることは困難でありますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、3点目の学校統廃合についてでございます。

本町の小・中学校の今後の学校の在り方につきましては、昨年度、学校のあり方研究会が設置され、今年度はあり方検討委員会として引き続き議論が進められる予定です。本町の児童・生徒数、各校の学級数の減少につきましては、議員御案内のとおりでございます。

文部科学省は、こうした児童・生徒の減少に対して、適正規模・適正配置に関する基本的な考え方として次のように示しています。

児童・生徒が集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人が資質や能力を伸ばしていくという特質を踏まえると、学校については一定の規模を確保することが望ましい。さらに、学校規模の適正化の検討は、あくまでも児童・生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うべきものとし、統合することも小規模校として存続させることも設置者である自治体が判断とまとめております。

私といたしましては、大きく3つのことをこの御議論に御期待申し上げております。

1つ目は、本町の学校の在り方について広く議論されることは大変大きな意義があるため、ぜひ当事者である子供の意見を取り入れて御議論いただくことです。この問題は全国的な問題であり、現在、将来の児童・生徒、保護者の皆様を含め、多くの方々の大きな関心事であります。また今年度になり、学級数が減少した学校の様子を見て、学校の在り方が話題になることが増えています。学校統廃合との結論が出されても、開校には相当の年数を要することを理解し、現在の関係者が大人の責任として熟考することが求められていると思います。

2つ目は、議論が感情論にならないよう、大人も子供も、授業や係活動、生徒会や児童会などの学校生活、また町の財政、歴史・文化など、学校統廃合に関連がありそうなことについて客観的な知識を得た上で、また根拠を持った意見交流となるよう御尽力賜ることです。

3つ目は、当事者である子供たち自身が将来の本町の姿を描く中で、学校の在り方や教育の在り方を議論していただくことです。

いずれにしても、学校の在り方につきましては、町の将来の在り方として、また未来に羽ばたく子供たちへの垂井町の大人からのプレゼントとして広く議論する必要がある内容と強く認識しております。御理解、御支援賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、4点目の教育環境の質の確保についてでございます。

議員御質問の教育環境と申しますと、教育の場としても、学校教育、家庭教育、社会教育等があり、また環境の内容として人的環境、物的環境があると捉えております。大変広範囲にわたりますので、本日は学校教育における人的環境と物的環境について述べさせていただきます。

学校教育の人的環境、またその質の確保につきましては、学校には学級数から人数が決まる県費負担教職員と町予算で人数が決まる町費職員がおり、現在どの学校におきましても、多様な子供たちの成長に資するよう、どの職員も誠心誠意尽力しているところでございます。また、様々に設定された研修等につきましても、各自が受講し、管理職も日頃から指導助言に努めております。今後もこのような形での質の確保を継続してまいります。

また、物的環境につきましては、現在配備されております施設・設備を子供たちが大切に使用することを指導するとともに、営繕が必要な箇所につきましては、子供の安全を第一に学校からの報告を受け、教育委員会で対応しているところでございます。こちらにつきましても、引き続き質の確保に取り組んでまいります。

最後に5点目、本町の教育振興の在り方についてでございます。

私の本町教育振興に向けての思いは冒頭に申し上げたとおりでございます。また、議員がおっしゃる、教育は行政施策であると同時に人づくりの根幹であるにつきましても大きく共感いたします。

近日では、身近にございます大型家電量販店の経営統合についての報道があるなど、社会の変化は相当なスピードで進んでおります。少子高齢化、人口減少が様々に波及し、各界においては人手不足、事業承継、そして次代を担う骨太な人材の育成が大きな課題となっております。教育界においても同様でございます。人の確保と人づくりが現代の最大の課題であるのかもしれない。

本町教育振興の目指す姿につきましては、課題解決のための選択と集中がますます進む中、やはり冒頭に申し上げました社会のよりよき未来への貢献をキーワードに、夢や目標を持ち、努力し、人生を豊かに切り開いていくことができる子供たち、こうした子供たちを育てていくことを念頭に、教育活動はもちろん、まちづくりや行政施策の推進が行われることを強く願い、私も精いっぱい取り組んでまいり所存でございます。

以上、長くなりましたが、今後とも人づくり、教育振興に御支援賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（広瀬隆博君） 酒井明美健康福祉課長。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、乾議員の大きい2つ目の御質問、養護老人ホームの措置制度についてのうち、1点目と3点目についてお答えをいたします。また、この2点は関連がございますので、一括してお答えいたします。

初めに、老人ホームへの入所措置につきましては、老人福祉法第11条に規定されており、また厚生労働省老健局長通知により老人ホームへの入所措置等の指針が示されておりますので、抜粋して御紹介させていただきます。

入所措置につきましては、65歳以上の者であって、環境上の理由、経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者等を養護老人ホームに入所させること等規定しており、在宅において日常生活を営むのに支障がある者に対して、心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案して適切に行われるよう努めなければならないと示されています。

また、入所措置の要否については、入所判定委員会において、老人ホームへの入所措置の基準に基づき、その者の健康状態、その置かれている環境の状況等について総合的に判断を行い、その結果を市町村長に報告することとされております。

さて、その入所措置の基準でございますが、環境上の事情と経済的事情の2つに該当することが必要でございます。

まず、1つ目の環境上の事情につきましては、健康状態において入院加療を要する病態でないこと、そして家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では、在宅において生活することが困難であると認められることのいずれにも該当すること。

また、2つ目の経済的事情につきましては、老人福祉法施行令第6条で規定されており、1つ、生活保護法による保護を受けていること。2つ、前年度の所得につき、所得割の額がないこと。3つ、災害等により生活の状態が困窮していると認められること。このいずれかに該当することとされております。

地域包括支援センターをはじめ、健康福祉課の窓口には様々な内容の相談がございますが、どれ一つとして同じ対応をすることはございません。お一人お一人、また世帯ごとに抱えている問題が異なるため、家族構成や環境、健康状態や身体状況、また経済状況などを確認しながら、どんな支援や介護サービスが必要なのか、また受けられるのかを判断してまいります。その中で、先ほど申し上げた法令や指針を含め、あらゆる制度を活用するため、関係機関とも相談しながら支援の方向性を決定しているところでございます。その支援の一つが入所措置でございます。

現在、本町で入所措置を行っている方はお一人でございますが、今後ともそれぞれの方に寄り添いながら、よりよい支援につなげられるよう努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 桐山裕次総務課長。

〔総務課長 桐山裕次君登壇〕

○総務課長（桐山裕次君） 私からは大きい2つ目の御質問のうち、2番目の御質問、養護老人ホームへの措置は地方交付税でどのように算定されているのか、措置人数によってどのように変わるのかについて答弁させていただきます。

議員御質問中の地方交付税の中でも、普通交付税におきましては、全国どこの自治体でも一定水準の行政サービスを提供できるよう、地方公共団体の財政力の差を調整するために国から交付されるものでございます。その算定は、自治体が標準的な行政運営を行うために必要とされる経費である基準財政需要額から、町税など標準的な収入見込額である基準財政収入額を差し引いて算定されます。したがって、それぞれ個別事業費がそのまま国から交付税という形で補填される仕組みではなく、市町村が行政運営を行うための需要額全体を一定の基準に基づいて算定する制度となっております。

養護老人ホームへの措置につきましても同様であり、市町村が支出する措置費が直接交付税として交付されるものではございませんが、議員御指摘のとおり、高齢者保健福祉費に要する経費として、基準財政需要額の中に算入される仕組みとなっており、交付税算定の計算根拠となっています。養護老人ホームへの入所措置に係る交付税措置は、入所の時期に応じて年度当

初分が普通交付税で、年度の途中で増加した分などが特別交付税で、それぞれ措置される仕組みでございます。

御質問にございます、どのように算定されるのか、措置人数によってどのように変わるのかにつきましては、例えば普通交付税は、老年者人口等段階補正や地域種別に係る態容補正、福祉サービス受給者数や入所措置人数から算定する密度補正等、国の単位費用並びに補正係数などが影響し、計算が複雑なものとなりますので、実際に入所者が1人増えた場合のシミュレーション結果を御回答させていただきます。

垂井町の令和7年度の算定で試算いたしますと、入所者1人当たり170万円から240万円が交付税相当として措置される見込みでございます。しかしながら、当該措置分を含めて算定した地方交付税は一般財源であり、町行政全体を運営するための重要な財源であることを御理解賜りますようお願い申し上げます。

また、普通交付税における基準財政需要額の算定は、全国共通の基準に基づいて行われているため、高齢化の進展や地域特有の事情など、個々の自治体が抱える実情が十分に反映されているとは言い難い面もございます。そのため、引き続き国に対し、交付税制度の充実と財政支援の強化を要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 9番 乾豊議員。

○9番（乾 豊君） 答弁ありがとうございました。

特に措置制度につきましては、介護保険制度は現在におきましても老人福祉法や措置制度はしっかりと残っておりますので、今後も制度の理解を深めていただきまして、垂井町福祉サービスの充実を期待しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、教育長からは御丁寧な言葉をいただきました。ありがとうございました。どうか垂井町の新しい教育の風を吹き込んでいただきまして、御期待を申し上げまして、私の一般質問としたいと思います。終わります。ありがとうございました。

○議長（広瀬隆博君） 3番 水野忠宗議員。

〔3番 水野忠宗君登壇〕

○3番（水野忠宗君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からは、市街化調整区域での地域コミュニティの維持のためにについて何点かお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

人口減少や少子高齢化社会を迎え、住民の生活を支える機能（医療、福祉、子育て支援、教育文化、商業など）の維持が困難となるおそれがあることから、JR垂井駅や新庁舎を中心としたエリアを都市機能集積拠点として位置づけ、都市機能の充実を図るとともに、全てに優しい基盤整備の促進を図りますと、都市計画マスタープランにおいて掲げております。庁舎移転後、最近では新庁舎付近において大きく風景が変わりつつあるのを実感しているところであり

ます。

さて、一方、人口減少が著しい市街化調整区域（栗原・岩手地域）においては、少子化と超高齢化による地域コミュニティの存続が課題となっています。市街化調整区域における栗原地域・岩手地域では、人口維持に向けた都市計画手法の検討により、地域の担い手となる人材を地域に確保するための地区計画による取組は、地域コミュニティ希薄化の対策として急務であると思います。

そこで、地区計画の取組の現状について等、関連として以下の何点かを質問をさせていただきます。

1. 岩手地域・栗原地域の地区計画の現状はどのようなのですか。今後の見込みはどのようなのでしょうか。

2 点目、都市計画法上の規制緩和は、集落への移住・定住につながると思いますが、町としてのお考えはどうですか。

3 点目、市街化調整区域への規制が、集落の人口が維持できない原因の一つと考えますが、どうでしょうか。また、市街化区域と市街化調整区域の格差がこれからますます広がると考えています。今こそ、全国画一的な取組姿勢から、垂井町らしさを最大限に活用し、活力のある垂井町へのお考えはどうでしょうか。

4. 集落の人口が維持できないことは、農業の担い手の維持もできなくなることにつながると考えています。農業従事者は高齢化が進んでいます。今後、担い手不足などが考えられ、さらなる農業の担い手の育成や農地の集約も必要と考えますが、町のお考えはどうですか。

また、地域では太陽光発電が徐々に増え、住環境の悪化が懸念されています。農地への太陽光パネル設置に対する町のお考えはどうでしょうか。

5 点目、全国的にも少子化が進む中、垂井町には市街化区域と市街化調整区域があり、市街化調整区域においては様々な土地の利用の規制があり、人口減少の要因の一つと考えています。令和7年度垂井町小中学校あり方研究会のまとめの報告がありました。令和8年度においては、垂井町小中学校あり方検討委員会が設立され、検討が進められるとのことでございますが、新たに就任されました教育長の思いがございましたら、お聞かせを願いたいと思います。

以上、5点について御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 衣斐浩一都市計画課長。

〔都市計画課長 衣斐浩一君登壇〕

○都市計画課長（衣斐浩一君） 私からは、水野議員の御質問の市街化調整区域での地域コミュニティ維持についての1点目から3点目の御質問にお答えいたします。

まず市街化調整区域におけるまちづくりにつきましては、垂井町都市計画マスタープランの重点戦略において、地域コミュニティ維持のための対策として明確に位置づけております。

議員御指摘のとおり、岩手・栗原の両地域においては、人口減少が著しい状況にあることから、本町といたしましても、都市計画法に基づく地区計画制度などを活用し、地域コミュニテ

ィーの維持に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

この地区計画は、市街化調整区域の基本的な性質を維持しつつも、地域の特性や実情を反映し、計画の目標、対象とする区域及び建築用途をはじめとする建築のルールを地域独自に定めていくものであります。

さて、御質問の１点目、岩手地域・栗原地域の地区計画の現状と今後の見込みについてのお尋ねがございました。

まず岩手地域におきましては、これまで地域の代表者の方々と意見交換を重ねて、地区計画の原案を策定し、岐阜県との協議を行ってまいりました。その際、県からは、計画の確実性、いわゆる具体的な開発・建築の見込みを担保してほしいとの要請があったことから、現在は民間事業者との意見交換を進めているところでございます。

一方、栗原地域におきましては、地域の代表者の方々と意見交換を行い、地区計画の骨子を検討してまいりました。しかしながら、地区計画の区域を検討するに当たり、地域が求める区域の大半が農業振興地域内の農用地区域に指定されていることから、現行の地区計画制度をそのまま活用することが難しい状況にあります。

今後は、農政部局とも緊密に連携し、制度の整合性を図りながら手法を模索するとともに、計画の確実性を担保できるよう積極的な取組を進めてまいります。

次に、御質問の２点目、都市計画法上の規制緩和による集落への移住・定住に対する町の考えについてのお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、市街化調整区域における建築規制などの緩和は、地域に愛着を持って定住・移住を求める方々に対する有効なツールの一つになり得ると認識いたしております。そのため、本町では、両地域における大規模既存集落を対象とした空き家・空き地の建築規制の緩和に向け、許可権者である岐阜県に対して強く要望を重ねております。あわせて、県内で市街化調整区域を有し、本町と同様の課題を抱える自治体へのアンケート調査や意見交換を通じ、本町のみならず岐阜県全体として規制緩和へつなげるための機運醸成の取組も進めているところでございます。

最後に、御質問の３点目、市街化調整区域の規制が人口維持を阻む要因ではないか、また格差への懸念に対する垂井町らしさを活かした活気ある垂井町への考えはどうかについてのお尋ねがございました。

まず、開発が厳しく制限されてきた市街化調整区域の規制については、本町のまとまりある都市形成に寄与してきた反面、人口減少に歯止めがかからない現在においては、若年層の流出や新たな居住者の流入を阻む要因の一つになっているものと認識をいたしております。まさにこの課題を解消すべく、先ほど申し上げましたように、建築規制の緩和に向けて、引き続き県へ強く働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、市街化区域との格差への懸念及び垂井町らしさを活かした今後のまちづくりについてのお尋ねがございました。

本町では、持続可能な都市の形成を図るため、都市計画マスタープランの高度化版である立地適正化計画の策定を進めております。これは、医療、福祉、子育て支援、商業などの生活サービス機能を町の中心拠点へ誘導するコンパクト化と、地域交通の再編を連携させ、周辺地域等を公共交通などで結ぶネットワーク型コンパクトシティを目指す計画であります。

本町は、役場や駅を中心に市街地が形成され、これを生活圏とするように両地域の既存集落が交通ネットワークで結ばれていることで、めり張りがあり、かつまとまりのある都市構造であると言えます。

そこで本計画では、基本理念を「まちの中心拠点と地域がつながる人口減少に適応した持続可能なまちづくり～垂井町版ネットワーク型コンパクトシティの形成」と定めています。この基本理念の下、人口密度、生活サービス機能、地域経済の3つを維持する好循環を生み出してみたいと思います。

少子高齢化、人口減少という厳しい局面において、これまでの画一的な都市計画を踏襲するだけでは、地域の活力を維持することはできません。今後も本町のまとまりのある都市構造を継承していくことが極めて重要であります。そのためには、中心拠点の利便性と両地域をはじめとする周辺地域の豊かな住環境を公共交通などで結び、町全体が互いに補完し支え合うネットワーク構造を将来にわたって維持していく必要があります。

社会環境が激変する今、本町の都市計画は大きな転換期を迎えております。次代を担う子供たちへ希望に満ちた垂井町を確実に引き継ぐため、時代の変化を果敢に捉え、責任ある都市計画の実現に全力を尽くしてみたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 小森俊宏産業課長。

〔産業課長 小森俊宏君登壇〕

○産業課長（小森俊宏君） 私からは、水野議員御質問の4点目、農業の担い手の育成や農地の集約についてと、農地への太陽光パネルの設置に対する町の考えについてお答えさせていただきます。

初めに、農業の担い手の育成や農地の集約につきましては、議員御指摘のとおり、人口減少に伴う農業従事者の高齢化と担い手不足は、地域の農業を維持する上で深刻な課題であると認識いたしております。

本町の水田の作付状況を把握するため、毎年、水田の所有者や耕作者に実施しております営農計画書の提出者数は、令和3年の596人から令和7年には354人へと大幅に減少しており、このことから個人の農業従事者の減少が顕著であり、地域の農業基盤の維持に強い危機感を抱いているところでございます。

こうした現状に対応するため、本町では、国の方針に基づき、将来の地域農業の設計図となる地域計画を令和6年度に策定いたしました。今年度は、岐阜県が令和8年度から令和12年度を計画期間として策定されたぎふ農業活性化基本計画と整合性を図りながら、地域計画の再策

定を行う予定といたしております。この計画を通じて、10年後に誰がどの農地を耕作するのかを地域ごとに明確にし、各地域の中心的な担い手へのさらなる農地の集積・集約を進めていく必要があると考えております。

また、次世代に引き継げる強固な農業基盤を整備し、管理の省力化や生産効率の向上を図るため、国や県と連携した圃場整備事業を実施いたしております。近年では、栗原地区の圃場整備事業が令和6年に竣工を迎えたほか、現在は令和5年度から令和12年度までの計画で平尾地区の圃場整備事業を進めております。

本事業では、区画の大区画化やパイプラインによる用水施設の近代化を図るほか、近年注目されている田んぼダムの機能を取り入れることで、地域の洪水防止、防災力強化にも取り組んでいるところでございます。

今後とも、安定的・持続的な農業経営の確立に向け、農地の集積・集約化による営農体制の強化、新規就農者の確保・育成、スマート農業の導入促進、そして耕作放棄地の発生防止に努め、限られた担い手であっても本町の豊かな農地を守り抜くことができる体制づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、農地への太陽光パネルの設置に対する町の考えにつきましてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、太陽光発電設備の設置により、住環境や景観への影響などを懸念される声が地域住民において少なからずあることは、町としても承知しているところでございます。太陽光発電設備への農地転用の申請や届出については、ここ数年で増加傾向にあるというわけではございませんが、直近3年間では平均で年間約6件程度の転用があり、このため、町内の太陽光発電設備は年々増加している状況にございます。

市街化調整区域における農地への太陽光発電設備の設置につきましては、農地法に基づき、垂井町農業委員会で厳正な審査を行い、許可権者である岐阜県に進達し、岐阜県が許可の決定を行っております。

また、特に優良な農地である農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地につきましては、太陽光発電への発電設備への転用は原則として認められておらず、それ以外の農地、いわゆる白地においては、法令に基づく適正な手続を経て設置されております。

また、太陽光発電設備の設置に当たり、地域住民への説明は、一部の場合を除き法的義務はございませんが、垂井町農業委員会としては、法令で義務づけられていない場合であっても、近隣住民とのトラブル防止のため、事前に十分な説明を行い、理解を得るよう申請者に強く促しており、その旨を申請書に記載していただくよう働きかけを行っております。

垂井町といたしましては、持続可能な社会の実現の観点から、再生可能エネルギーの普及も重要と認識する一方で、優良な農地を守り、住民の皆様の安全で良好な住環境との調和が大前提であると考えております。現時点で垂井町独自の規制を条例などにより設けることは考えておりませんが、他市町村の事例も参考にしながら、関係法令に基づいた適正な土地利用の誘導

を図るとともに、垂井町農業委員会や関係部局と連携し、太陽光発電設備による住環境の悪化防止と農地の適正な利用が図られるよう取り組んでまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 神谷憲一教育長。

〔教育長 神谷憲一君登壇〕

○教育長（神谷憲一君） 私からは御質問の5点目、本町の小中学校のあり方検討委員会の検討についてお答えをさせていただきます。

文部科学省は、全国的な児童・生徒数の減少に対して、適正規模、適正配置に関する基本的な考え方を示すとともに、小規模の場合には、例えば以下のような課題が生じると例示をしております。

クラス替えができない、クラス内で男女の偏りが生じる、人間関係が固定化する、多様な意見に触れることが難しくなる、スポーツ実技や合唱・合奏などが困難になる。また、学校規模の適正化の検討は、あくまでも児童・生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うべきもの。とし、統廃合することも小規模校として存続させることも設置者である自治体が判断。とまとめております。

私といたしましては、あり方検討委員会に大きく3つのことを御期待申し上げます。

1つ目は、本町の学校の在り方について広く議論されることは大変大きな意義があるため、ぜひ当事者である子供の意見を取り入れて御議論いただくことです。

2つ目は、議論が感情論とならないよう、大人も子供も授業や係活動、生徒会や児童会などの学校生活、また町の財政、歴史・文化など、学校統廃合に関係がありそうなことについて客観的知識を得た上で、また根拠を持った意見交流となるよう御尽力賜ることです。

3点目は、当事者である子供たち自身が将来の本町の姿を描く中で、学校の在り方や教育の在り方を議論していただくことです。

いずれにしても、学校の在り方につきましては、町の将来の在り方として、また未来に羽ばたく子供たちへの垂井町の大人からのプレゼントとして広く議論する必要がある内容と強く認識しております。

今後、就任をお願いいたします検討委員会委員の皆様方には大変御苦勞をおかけいたしますが、有意義な御議論をお願いしたいと思っております。

以上でございますが、今後とも御理解、御支援賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 3番 水野忠宗議員。

○3番（水野忠宗君） 大変丁寧な御答弁をありがとうございました。

地区計画については、地域住民の方も期待されてみえるところが多いので、できるだけ情報提供をしていただいてということをお願いしたいと思います。

それから、農業関係につきましても、農業、結局スマート農業になっても、人、人間ですね、そういう人づくり、ものづくり、全部つながると思いますが、そういった環境を整えていくと

いうのも一つでございますので、今後とも御支援をいただきたいと思います。

それから、小・中学校の関係でございますけれども、小・中学校ではコミュニティ・スクールを推進してまいりました。そういった中で、小・中学校のあり方検討委員会では、様々な角度で検討を進めていただき、垂井町の将来を担う子供たちに、また垂井町の地域、また垂井町にとってよりよい方向になりますようお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（広瀬隆博君） 5 番 小宅宏議員。

〔5 番 小宅宏君登壇〕

○5 番（小宅 宏君） 議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を開始します。

一般質問、高過ぎる国民健康保険料を引き下げるために！

国民健康保険の保険料は衝撃的な高さです。同じ年収の4人世帯で比較した場合、国保の平均保険料はサラリーマンが加入する健康保険料の2倍にもなります。垂井町をモデルにすると、年収400万円、40歳以上の夫婦、小学生以上2人の4人世帯の年間国保額は約46.2万円。同じ条件の協会けんぽの加入の場合は、総額で23.5万円で約2倍にもなります。

なぜ国保は高いのか？

理由1. 加入者の多くが高齢者。

国保加入者の多くは低所得者で、年齢構成も高齢者が多いという特徴があります。2022年度の国保加入者の44.8%は高齢者（65歳～74歳）です。誰でも高齢者になると病院を受診することが多くなります。国保には、医療費をより必要とする年齢層が多く加入しています。にもかかわらず、負担能力が高くない高齢者や無業者層が多いため、保険料がより高くなるという状況を生み出しています。

理由2. 国庫負担の削減。

1984年国保法改正により、それまでの国保財政への国庫負担率、総医療費の45%（給付費）を給付費の50%に変え、総医療費の38.5%に当たる国庫負担率を大幅に縮減してきました。この国庫負担率引下げが地方自治体の国保財政を直撃し、その後の度重なる国保税の引上げの原因になっています。その結果、支払えない被保険者を増加させています。

高い国保料を生み出す構造を回避するには、国庫負担の減額により加入者に負担と責任が転嫁されている仕組み、構造的な問題への着手が急務となっています。

理由3. 都道府県単位化で値上げに拍車。

2018年度からスタートした都道府県単位化は、もともと高かった国保料の値上げに拍車をかけることになりました。都道府県単位化は当初から法定外繰入れの解消、保険料水準の統一を目標にして掲げてきたからです。

法定外繰入れは、都道府県単位化前の繰入額が激減し、国保加入者1人当たり1万円も減少しています。繰入額が継続していれば、国保税は1万円下がっていたわけです。

また、保険税水準の統一を理由に、市町村独自の減免制度も次々に廃止してきたのも、国保

税の引上げに直結しました。

理由 4. 子供が多いと負担が重い。

国保は世帯の人数が多いほど国保税が高くなる仕組みで、子供の多い世帯の負担が重くなっています。生まれたばかりの赤ちゃんにまで国保税がかけられます。子供の均等割はなくすべきです。垂井町では、1人当たり年間3万6,200円も徴収されています。

子育て支援に逆行する仕組みへの批判を受け、国は2022年度から就学前の子供の均等割国保税を5割軽減しましたが、対象を就学前に限定し、半額軽減にとどまっているため、18歳までの全額免除に向け、全国知事会なども対象年齢と軽減割合の拡大を求めています。

また、子供の医療をめぐるのは、医療機関の窓口負担を市町村が独自に軽減した場合、国保への国庫負担を減額する措置があります。全国知事会をはじめとして、各地方から廃止の要請が相次いでいます。

最後の受皿、国保加入者の8割近くが無職、年金者など非正規雇用などの被用者。

国保加入者の世帯で最も多いのが、無職43.5%、次に多いのが被用者（労働者）33.2%で、合わせて8割近くを占めます。農林水産業、自営業の減少や国保加入者の高齢化に伴う無職（年金者など）の増加と派遣などの非正規雇用の増大による被用者の増加が影響しています。

国保税には事業主負担がなく、被保険者の人数に応じてかかる均等割など、健保にはない賦課の仕組みがあるため、もともと他の医療保険より負担が重くなる傾向がありましたが、この間、国保に対する国の責任後退と国保加入者の貧困化・高齢化・重症化が一体に進む中で、国保税の高騰が止まらなくなったのです。

高過ぎる国保税を引き下げるために！国に対して1兆円の公費投入で協会けんぽ並みの保険料に！

国保税に、人头割というべき均等割・平等割保険料があることが問題です。被用者保険のように均等割・平等割がなく、所得に応じた保険料（応能負担）とすべきです。

現行の均等割・平等割保険料の総額は1兆4,600億円で、そのうち4,400億円は法定減額で公費が投入済みです。したがって、新たに1兆円を公費投入すれば、均等割・平等割保険料の廃止は可能です。

全国知事会は、国保の構造的な問題を解決するために、国に1兆円の公費投入の必要性を訴えています。1兆円の公費を投入すれば、均等割・平等割保険料を廃止し、協会けんぽ並みの保険料にすることができます。そして、均等割が廃止されれば、子供にまで保険料がかかる矛盾も解消できます。都道府県・市町村と共同して国保への国庫負担の増額を強く求めるべきです。

都道府県に対して、都道府県の独自補助の拡充を！

2018年度から都道府県単位化により、都道府県は市町村とともに保険者を担うようになったので、独自補助を求めるのは当然です。都道府県に対しても納付金の引下げを求めるべきです。

国は、地方単独の医療費助成を行った市町村に国保の国庫負担を減額しています。全国知事

会など地方からの要望で、就学前までの子ども医療費だけは減額措置が廃止されましたが、今でも就学後の子供や障害者、ひとり親医療などへの減額措置が残っています。

子供、障害者、ひとり親家庭などの医療費助成は、都道府県と市町村との共同事業ですので、減額分については市町村のみに負担させるのではなく、都道府県も負担するように求めるべきです。

市町村に対しては一般会計からの法定外繰入れの拡大、国保会計に積み立てられた基金・剰余金の活用。国保税の枠内で多人数世帯、障害者、寡婦、ひとり親への独自控除を実施。子ども・子育て支援金制度は撤回を！

4月から子ども・子育て支援金制度が始まりました。全ての健康保険料に子ども・子育て支援納付金が賦課され、段階的に引き上げられるため、実質的な負担増は避けられません。特に国民健康保険は、被保険者に占める高齢者の割合が高く、賃上げ効果が見込みにくい層が存在するほか、均等割・平等割など応益保険料を持つ構造的問題を抱えていることから、その影響は顕著です。

そもそも医療保険料に医療給付とは別の目的で上乗せすることは社会保障の原理に反します。社会保険料は保険給付のための拠出のはずです。子ども・子育て支援金は、この原理に反します。子供のいない人にとっては拠出のみです。本来、子育てのための財源は国の責任で公費、税金で賄うべきです。以下、お尋ねします。

1. 来年度より、全国知事会が長らく要望してきた子供の国保均等割の半額軽減が18歳まで引き上げられます。これをどう評価されますか。

2. 国保の都道府県単位化をどう評価されますか。

3. 垂井町は、2024年6月1日現在、国保滞納世帯数が120世帯（3.9%）、2025年6月1日現在、滞納世帯数が125世帯（4.3%）でしたが、今年度から子ども・子育て支援金の上乗せされますので、保険料は高くなり、滞納世帯数が増えると考えますが、減免等救済措置をお考えですか。

以上、3点お答えください。

○議長（広瀬隆博君） 岡野文紀住民課長。

〔住民課長 岡野文紀君登壇〕

○住民課長（岡野文紀君） 小宅議員の高過ぎる国民健康保険料を引き下げのために！についてお答えをさせていただきます。

議員から国民健康保険税について丁寧な御説明をいただき、私からも少し説明をさせていただきます。

国民健康保険制度は、被用者保険や後期高齢者医療制度など、他の医療保険制度に加入されていない全ての住民の方を対象とした医療保険制度です。年齢構成が高いことで医療費水準が高く、所得水準が低いといった構造的な問題がございます。

垂井町におきましても、年齢到達による後期高齢者医療制度への移行や加入要件が緩和され、

社会保険加入者が増加する傾向である影響や、出生者、人口の減少により被保険者数は大きく減少しております。加入者の年齢層を見ましても、65歳以上の年齢層が多く、現役世代が減少しております。

また、国民健康保険税は、所得、世帯構成、年齢によって負担額が大きく変わってまいります。被用者保険・社会保険の保険料については、事業主と被保険者が保険料を負担し合う仕組みとなっております。しかし、国民健康保険は、世帯主が加入者分の全額を負担し、被保険者一人一人に所得の有無に関わらず均等割が賦課されます。国民健康保険は、被保険者が多くなるほど負担が大きくなってまいります。

また、都道府県単位化につきましては、議員おっしゃられるとおり、平成30年4月から国民健康保険の運営が市町村単位から都道府県単位に変わりました。これは当時、大規模な制度改革で国民健康保険の財政安定化に加えて、医療費適正化に関する都道府県の役割の強化という目的がございました。

今後、岐阜県では、自治体ごとに実施している独自の減免や決算補填目的の法定外繰入れについても、一般会計からの繰入金制限されることがあるとのこと。なお、こちらの法定外繰入れについては、垂井町では行っておりません。

都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、市町村との協議に基づき、都道府県内の統一的な運営方針としての国民健康保険運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化・標準化・広域化を推進しており、今後は保険税の統一化を目指しているところでございます。また、制度の基盤強化・安定化を図るため、毎年約3,400億円の国費が投入されております。

子ども医療費助成に係る国庫負担金が減額される措置につきましても、未就学児までを対象とする部分につきましては、平成30年度以降、減額措置の対象外とされておりました。その対象外とされておりました18歳未満に対しましても、議員もおっしゃられた知事会等の要望を受け、既に令和6年度からその減額措置が廃止されております。したがって、この分の国庫負担金が交付されることとなっております。

国民健康保険財政につきましては、以上申し上げましたとおり、超高齢化による社会構造の変化などに伴い、国民健康保険制度については様々な検討を踏まえ改正等がなされておるところでございます。

議員御質問の1つ目、18歳までの子ども均等割半額軽減の評価についてでございますが、子育て世帯の負担を軽減するため、令和4年4月から未就学児に関する均等割額の半額を国と都道府県、市町村の公費で賄う制度が導入されました。また、さらに令和9年4月からは、均等割額についても未就学児までから18歳未満まで対象を拡大する予定でございます。国民健康保険に加入する子育て世帯への大きな前進であったと感じておるところでございます。

次に2つ目の御質問、都道府県単位化の評価についてはでございます。

国民健康保険の年齢層が高く、医療費水準が高い、小規模保険者は、財政運営が不安定にな

るリスクが高いという構造的な問題解決を意図した制度であり、仮に被保険者の医療費が一時的に高額となった際など、収支の均衡を図るための保険税率などの見直しによらず調和が図られ、県全体でリスクを分担するため、各市町村においては、国民健康保険運営が安定したものと実感しております。

次に3点目の御質問、滞納世帯増加への対策、救済措置を考えていますかについてでございますが、今年度から子ども・子育て支援納付金課税額の徴収が始まり、令和10年度まで段階的に税率の引上げがなされることから、負担が増し、支払いが困難な世帯について懸念されるところでございます。

そこで、低所得者層や子育て世帯への負担を考慮し、18歳未満被保険者からは、子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額を徴収しないことや、一定の所得以下の世帯に均等割額と平等割額を軽減する法定軽減がなされております。

先ほど申し上げましたが、現在行っている未就学児に係る均等割額の5割軽減措置を令和9年4月から18歳未満まで拡大される予定でございます。この軽減措置がなければ、子育て世帯の負担がさらに増加していた状況を考えますと、重要な施策と考えております。

保険税の納付が滞っている世帯も様々な事情がございます。納付相談を行い、生活困窮者などには分割納付の活用、生活困窮支援制度との連携を図るなど、ただし、悪質と思われる滞納者には、税務課収納対策室と連携して対応し、特別療養費に切り替える手続などを行ってまいります。

減免等救済の措置につきましては、岐阜県の運営方針に沿って対応してまいります。保険者として、今後とも安心して医療を受けられる体制を確保することが最も重要な責務であると認識しておりますので、引き続き被保険者に丁寧で分かりやすい説明、制度の周知を行ってまいります。また、国や県につきましても、将来を見据えた国民健康保険制度支援について要望してまいります。

御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 5番 小宅宏議員。

○5番（小宅 宏君） 国保の収支について、2023年度の国保収支が約2億7,000万円の黒字、2024年度の国保収支が2億5,300万円の黒字。そして、国保財政調整基金額については23年度が4億4,800万円、2024年度国保財政調整基金が4億4,800万円ということで、合わせますと約8億円の財政があるということで、垂井町は2022年度より所得割の料率を10%から9.1%に引き下げて、3年間、所得割が9.1%ということ、現状維持ということとなっておりますけれども、この基金と黒字の中から補填して、何とかこの緩和措置ができないかと考えますけど、そういうお考えはありますか、お尋ねします。

○議長（広瀬隆博君） 岡野文紀住民課長。

○住民課長（岡野文紀君） 小宅議員の再質問にお答えをさせていただきます。

御質問いただきました基金の活用はしていけますかというような御質問でよろしいかとは

と思いますが、国保の基金につきましては、今現在積み立てておるところでございます。先ほどお伝えしていただいたとおり、国保の財政につきましては、2022年に、令和4年ですね、こちらで税率を改定させていただきました。その後、据え置かせていただいておりますということで、単年度の収支で見ますと、今、繰越金は少しずつ減っておる現状でございます。そういった繰越金が単年度で減っておるということは、すなわち単年度でいきますと税率、今の据置きについては多少率を上げなくてはならないというような状況でもあるという状況の中で、今据え置かせていただいておりますのは、やはりこういった物価上昇等がございますので、据え置かせていただいて、繰越金を有効に活用させていただきながらという運用を今実際にしておるところでございます。

また、基金の活用につきましても、様々なところで御意見を頂戴するんですが、基金の活用も実際考えていかななくてはならない時期が参りますが、急激な医療費の増額や、また災害時のリスク等を勘案して積み立てておる基金ということもございますので、基金については慎重な取扱いをしていきたい。

また、先ほど少し答弁の中でも申し上げましたが、今後、岐阜県の中で納付金、また税率について統一化が図られるという、今検討をされております、岐阜県のほうで。その中で基金を各市町において積立てがなされておる中で、そういった今、基金の額のすり合わせというか、今後の扱い方というのを岐阜県全体で考えております。そういったところで、基金が統一化のときにどういった活用をされるかというところで、この基金の活用につきましても慎重に今考えておるところでございます。

救済措置等につきましては、今、税率はこのまま据え置かせていただくということで御理解賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 5番 小宅宏議員。

○5番（小宅 宏君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

この問題は、引き続き一般質問として質問を継続して行いますので、今日は一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（広瀬隆博君） しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

午前10時33分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

12番 中村ひとみ議員。

〔12番 中村ひとみ君登壇〕

○12番（中村ひとみ君） 中村ひとみでございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき、大きく2点にわたって質問を始めさせていただきます。

熊本地震10年／「関連死ゼロ」へつなぐ命の教訓について。

270人を超える犠牲者を出した熊本地震の発生から10年を迎えました。改めて、亡くなられた方々に哀悼の意を表すとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

2016年4月14日と16日、震度7の激震が同じ地域を2度襲うという前例のない災害は、避難の在り方や建物の耐震化などに重い教訓を投げかけました。中でも特筆すべきは、避難生活中の体調悪化などで亡くなる災害関連死が約220人に上り、直接死の4倍超を数えたことであります。原因となったのが車中泊避難です。熊本県の調査では、避難者の約7割が経験したとされ、理由は余震への不安に加え、乳幼児やペットを連れての避難など多岐にわたった点です。行政側が避難者の所在や健康状態を把握し切れず、エコノミークラス症候群などの被害も相次ぎました。

関連死をめぐる課題は、2024年の能登半島地震でも浮き彫りになっています。教訓を重く受け止め、避難環境の改善をはじめとする対策強化を急がなければなりません。

熊本市は先月、車中泊避難の指針を公表し、市はリスクの観点から車中泊を望ましいものではないとしつつ、やむを得ない場合に備えて車中泊専用のスペースを確保し、スマートフォンを活用して一人一人の情報を把握するシステムを導入するということです。

本町においても、誰一人取り残さない防災体制の構築が求められていることから、以下3点についてお尋ねをいたします。

まず第1点目として、災害関連死ゼロに向けた取組について。

災害関連死の主な要因は、避難生活における体調悪化や孤立であるとされています。特に、車中泊や在宅避難者の把握不足が大きな課題です。本町として避難所以外（車中泊・在宅避難者）の把握方法、健康管理（エコノミークラス症候群対策等）、福祉部局との連携体制について、現状と今後の強化策を伺います。

2点目、女性の視点を生かした防災対策についてお伺いいたします。

熊本地震では、避難所におけるプライバシー不足や衛生環境など女性の視pointsの欠如が大きな課題となりました。本町において、避難所運営に女性の意見を反映する仕組み、生理用品・液体ミルク・更衣スペース等の備蓄状況、女性や要配慮者への配慮を盛り込んだ避難所運営マニュアルの整備状況についてお伺いいたします。

3点目、体育館等避難所の環境改善（エアコン設置）について。

近年の猛暑を踏まえると、体育館など避難所の環境改善は命を守る観点から極めて重要です。本町における体育館へのエアコン設置の整備計画、災害時の電源確保についてお伺いいたします。

災害はいつ起こるか分かりません。だからこそ、過去の教訓を“備え”として形にしていくことが重要です。災害関連死ゼロ、そして誰一人取り残さない避難環境の実現に向けて、本町として一層の取組を強く求めます。

続きまして、自転車の青切符制度の導入に向けた垂井町としての取組と課題について伺いま

す。

自転車の交通違反に対する青切符制度が導入され、これまで以上に交通ルールの遵守が求められる現状となっております。一方で、住民からはどこを走れば安全なのか分からないといった声も聞かれるところでもあります。本町においても、事故防止の観点から、ルールの徹底と併せて安全に走行できる環境整備が必要であると考え、以下、順次お尋ねをいたします。

まず1点目として、現状認識について。

自転車の交通違反に対する青切符制度が導入されましたが、町内における自転車事故の発生状況と特徴をどのように認識しているか。歩行者との接触事故、交差点・通学路の危険性について、現状をお伺いいたします。

2点目といたしまして、制度導入への対応についてであります。

青切符制度の導入に伴い、町として住民への周知や啓発はどのように進めていくのか。学校教育・高齢者への周知、広報紙や防災無線など啓発についてお伺いいたします。

次に、3点目といたしまして、インフラ整備についてでございます。

自転車は原則車道通行とされております。町内では、路肩の狭さや交通量の多さなどから危険な箇所も多いと思われます。自転車専用レーンの整備や通行区分の明確化について、現状と今後の方針を伺います。

また、通学路の安全対策、駅周辺の混雑対策、歩道の幅員問題など、具体的にお伺いいたします。

4点目、歩道走行の判断問題についてです。

車道が危険な場合は歩道走行可とされておりますが、その判断基準は利用者任せ、利用者の責任となっております。町として危険箇所の見える化や注意喚起を行う考えはあるか、お伺いいたします。

最後5点目、安全意識と支援策。

ヘルメット着用の努力義務化も踏まえ、安全意識向上に向けた取組や購入補助制度の導入についてのお考えをお伺いいたします。

以上2点よろしく願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 小竹武志企画調整課長。

〔企画調整課長 小竹武志君登壇〕

○企画調整課長（小竹武志君） 私からは、中村議員の大きい御質問の1つ目、熊本地震10年／「関連死ゼロ」へつなぐ命の教訓のうち、1点目の災害関連死ゼロに向けた取組、2点目の女性の視点を生かした防災対策について、大きい御質問の2つ目、自転車の青切符制度導入に向けた垂井町としての取組と課題のうち、1点目の現状認識、2点目の制度導入への対応、5点目の安全意識と支援策について御答弁申し上げます。

初めに、大きい御質問の1つ目、熊本地震10年／「関連死ゼロ」へつなぐ命の教訓についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、災害時における関連死の防止は、避難生活が長期化する中で被災者の命を守り抜くための重要な課題であると認識しております。本町におきましても、これまでの大規模災害の教訓を風化させることなく、避難環境の整備や健康被害の未然防止に向けた体制づくりを進めているところでございます。

1点目の災害関連死ゼロに向けた取組についてでございます。

まず、指定避難所以外で生活される在宅避難者や車中泊避難者の把握につきましては、令和8年2月に改訂いたしました垂井町避難所運営マニュアルに基づき、物資受渡し時の避難者カードの提出確認や自治会長等による巡回協力を通じて、その動静把握に努めてまいります。あわせて、防災行政無線や広報車、電子メール等を活用し、支援情報を広く周知する体制を整えております。

次に、避難者の健康管理につきましては、エコノミークラス症候群等の対策として、保健師等による定期的な巡回を行い、水分補給や運動への声かけ、血流を保つための用品や折り畳み避難ベッド等の活用など予防策を徹底してまいります。また、福祉部局との連携により、避難所受付時での適切なスクリーニングを実施し、要配慮者を早期に判断して、福祉避難所や医療機関等へ速やかに移送できる体制を整えております。

2点目の女性の視点を生かした防災対策についてでございます。

避難所運営への女性の意見反映につきましては、運営委員会において、年齢や性別に偏りのない組織づくりを目指し、女性の3割以上の参画や男女双方の役員配置を推奨しております。設備面におきましても、単身女性専用エリアの確保や施錠可能な専用更衣室・休養室の設置をマニュアルに盛り込んでおります。

具体的な備蓄状況につきましては、令和8年4月1日現在、町全体で生理用品を5,040枚、乳幼児向けの粉ミルクを216缶、哺乳瓶を140個確保しております。また、プライバシー確保のためのワンタッチパーティションについても1,073基を多目的に活用する予定であり、今後も女性や要配慮者に寄り添った環境整備に努めてまいります。

本町といたしましては、これらの多角的な取組を確実に実行に移すことで、誰一人取り残さない安全で安心な避難環境の構築に全力を尽くしてまいります。

大きい御質問の2つ目、自転車の青切符制度導入に向けた垂井町としての取組と課題についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、自転車の交通違反に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が令和8年4月1日から施行されました。自転車は身近な交通手段である一方で、一歩間違えれば凶器となり得ることから、本制度の導入を機に町民の交通安全意識をより一層高めていくことは、安全・安心なまちづくりにおいて喫緊の課題であると認識しております。

1点目の現状認識についてでございます。

垂井警察署によると、町内における令和7年中の自転車事故は4件発生しており、そのうち3件において一時不停止などの自転車側の法令違反が認められております。幸い歩行者との接

触事故はございませんでしたが、事故の半数が日没前後や夜間に発生しているのが現状です。

全国的な傾向を見ましても、自転車関連事故の構成比は増加しており、特に自転車乗用中の死亡・重傷事故の約4分の3に法令違反が認められるという警察庁の統計もございます。特に、朝夕の通勤・通学時間帯における事故の集中や歩道、交差点での歩行者との事故増加は、本町としましても強く注視すべき点であると考えております。

2点目の制度導入への対応についてでございます。

本町におきましては、新制度の円滑な導入に向け、多角的な施策を展開してまいります。まず周知啓発活動につきましては、垂井町交通安全対策協議会や交通指導員による活動に加え、広報紙やホームページなどを活用し、制度の内容を分かりやすく発信してまいります。

学校教育の場では、教育委員会と連携し、自転車安全利用五則に基づいた交通安全教育を充実させ、交差点での安全確認などの指導を徹底してまいります。

また、高齢者の皆様に対しましても、老人クラブや地域の集会などの機会を捉え、要請に応じて制度の説明や交通ルールの再確認を行ってまいります。

5点目の安全意識と支援策についてでございます。

安全意識の向上において、ヘルメットの着用は極めて重要です。非着用時の致死率は着用時の約1.8倍に達するというデータもあり、啓発活動や体験型の安全教育を通じて自発的な着用習慣の形成を促してまいります。

議員から御提案のありましたヘルメット購入補助制度の導入につきましては、先行して導入している近隣自治体の運用実績や本町の財政状況などを精査、勘案しながら、本町としての対応について調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

今後におきましても、県警察をはじめとする関係機関と連携し、交通事故実態を踏まえた指導や啓発を継続することで、誰もが安全に通行できる交通環境の実現に全力を尽くしてまいります。

以上、私の答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 藤塚正博教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 藤塚正博君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（藤塚正博君） 中村議員の御質問の1つ目、熊本地震10年／「関連死ゼロ」へつなぐ命の教訓のうち、3点目の体育館等避難所の環境改善、エアコン設置につきまして、小・中学校を所管いたします学校教育課の立場からお答えをさせていただきます。

最初に、体育館へのエアコン設置への整備計画でございます。

本年度、令和8年度、小・中学校におきましては、主な大型事業といたしまして、校舎のLED化照明の改修を進めております。この事業によりまして、今年度末には学校施設の主な照明設備のLED化は完了する見込みでございます。その後は、トイレの洋式化、そして議員御指摘の体育館の空調設備なども含め、優先順位、緊急度、財源などにも留意をしながら進めてまいりたいと考えております。そのため、誠に申し訳ございませんが、現時点では体育館の空

調設備に関する具体的な整備計画をお示しをすることはできません。

次に、災害時の電源確保でございます。

今後、体育館の空調設備の導入を計画をする場合には、大規模災害時の停電リスクを考慮いたしますと、電気方式（EHP）のみに依存する空調設備では機能しないおそれがございます。そのため、非常用電源の確保の視点から、ガス方式（GHR）あるいは自家発電装置など、停電時でも自立運転が可能なシステムを多角的な視点から検討をしまっている必要があるものと考えております。

議員御指摘のとおり、近年の猛暑を踏まえますと、児童・生徒の日常的な教育環境の向上や災害時の避難所となる体育館の環境改善、とりわけ熱中症対策は命を守る観点からも極めて重要であるものと認識をいたしております。

また、学校体育館への空調設備関係の国の補助制度につきましては、2033年度（令和15年度）までの時限措置として、国の補助金の補助率が2分の1に拡充をされております。この財政措置を有効に活用することは、町の財政負担を軽減する上でも重要であるものと考えております。

しかしながら、一方で学校施設におきましては、議員御指摘の体育館の空調設備のほかにも、先ほど申し上げました照明設備、トイレ改修、その他老朽化対策など様々な課題もございます。これらのことも踏まえまして、子供たちや地域の住民の皆様方にとって安全で安心して御利用いただけるような学校施設の整備に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 木村朋宏建設課長。

〔建設課長 木村朋宏君登壇〕

○建設課長（木村朋宏君） 私からは、中村議員の大きな2つ目の御質問、自転車の青切符導入制度に向けた垂井町としての取組と課題のうち、3点目のインフラ整備と4点目の歩道走行の判断問題についてお答えいたします。

まず3点目のインフラ整備につきましては、議員がおっしゃるとおり、自転車は原則車道通行となっており、町内道路では交通量の多い道路や道路そのものが狭い道路など、様々な形態の道路がございます。

議員御質問の自転車専用レーンの整備や通行区分の明確化につきましては、現状と今後の方針でございますが、町内の道路でも車道と歩道が整備されている道路は数が少なく、ほとんどの道路が車道と路肩で構成されている道路であり、自転車専用レーンが整備された道路はございません。自転車専用レーンがあれば、歩行者、自転車、自動車と分離して走行できるため、安全性が確保され、どの立場であっても安全に走行できるのではないかとことは理解しているところでございます。特に通学路においては、児童・生徒が通行する歩道と自転車が通行する自転車専用レーンが分離されていれば、より安全に通学できることが考えられ、整備の重要性は認識しているところでございます。しかし、自転車専用レーンの整備を行うとなります

と、現状の道路幅員では足りないため、自転車専用レーンの整備は難しいですが、今後の課題として捉えてまいります。

次に、4点目の歩道走行の判断問題についてですが、自転車は車道走行が原則でございますが、歩道を走行する場合の例外として、歩道に普通自転車歩道通行可の標識があるときや、13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、体の不自由な人が普通自転車を運転しているときのように明確な場合と、道路工事や連続した駐車車両などのために、車道の左側部分を通行するのが困難な場所を通行する場合や、著しく自動車の通行量が多くかつ車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などの接触事故の危険性がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められる場合があるため、明確でないのが現状でございます。

議員御質問の町として危険箇所の見える化や注意喚起を行う考えはあるかにつきましては、危険箇所の見える化や注意喚起の具体的なものとして、危険箇所を示したマップの作成や危険箇所に看板を設置、町ホームページでの周知などが考えられますが、幅員が狭い道路が多数あることから、危険箇所を全て把握し、マップの作成や看板の設置は難しい状況でございます。また、幅員が狭い箇所に注意看板を設置しますと、さらに幅員を狭める要因となりかねませんので、危険箇所の見える化は現状では難しいと考えられます。

しかし、安全な通行区間の確保として、歩道境界部にガードパイプなど防護柵の設置や植栽帯を撤去し、舗装化することで歩道幅員の拡幅等を行ったり、交通事故を防止するためカラー舗装を実施しておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 12番 中村ひとみ議員。

○12番（中村ひとみ君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。

今、課長さんのほうから御説明がありましたが、自転車ですね、原則車道とされながらも危険な場所は、危険な場合は歩道可ということなんですが、非常に曖昧なルールで、現状のままではその判断が全て住民の方の判断になってしまうということで、いろいろと御答弁いただきましたが、危険箇所を示すものを提示すればさらに狭くなってしまうとか、そういう御答弁もございましたが、やはりこの車道はすごい危険だよとか、ここは注意が必要であるというところは、なるべく町民の皆さんに分かりやすく情報提供をされないと、本当にもう自転車に乗れへんわという、そういうお声が多く聞かれておりますので、答弁はよろしいですが、情報提供をしっかりとさせていただくことが大事なかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

啓発の取組についてもされておりますが、自転車は子供さんも高齢者も誰もが利用する身近な交通手段ですので、取締り強化だけではなく、安心して走れる環境整備と安全教育、この両輪があってこそ事故の防止につながってくると思われれます。住民の命を守る観点から、実効性ある取組を進めていただきたいというふうに、青切符だけで取り締まって事故が防げるかではないと思いますので、そこら辺のこともよろしくお願いいたします。答弁は結構です。

災害関連死についてですが、様々取組を進めていらっしゃるということで少し安心をしたと

ころではございますが、例えば福祉部局との連携体制については、様々何かそういう事態に応じて対応をしていくということでありましたが、デジタル、スマホを活用した避難者把握の導入は検討されているのか、そこを再質問をお願いします。

○議長（広瀬隆博君） 小竹武志企画調整課長。

○企画調整課長（小竹武志君） 中村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

デジタルの活用についてでございますが、今職員間でＬｏＧｏチャットというツールでチャット機能を通じて意思の疎通を図っていることをやっております。実際、能登の地震におきましても、被災地においてそういったＬｏＧｏチャットといったツールを使って、例えば避難所の状況であったりですとか、あとは避難所におけます物資の状況を職員間で共有して避難所運営等に役立たれたというような記事も読んだことがございます。今、現状としましては、せっかくこういった形での職員間によるチャット機能が使えるツールがございますので、そういったものを十分活用しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

過去には、２年ほど前の台風が来たときには、それぞれ現地の確認に行っていた職員から、そのチャット機能を通じて現地の写真等また状況等を伝えていただき、その場での対応の判断、またやはりそれぞれ電話がかかってきて確認しなければいけない箇所が状況によって増えてまいりますので、そういった次に行く箇所をそのチャット機能を通じて指示をしたりというようなことで活用した事例もございますので、今後そういったチャット機能を十分に活用しながら災害対策に当たっていくことも検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（広瀬隆博君） １２番 中村ひとみ議員。

○１２番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

職員間でのということでありましたが、熊本市ですね、本年４月に車中泊避難を前提とした支援の展開をされた指針を発表されたところでございます。その中で、私もざっとしか目を通していませんが、やはりデジタル技術を活用して、職員間だけではなく、個々一人一人に対するそういうデジタルを使った、スマホを使った、要するに避難者の登録が個人でできてという形を取っているみたいですね。それで安否確認ができ、支援物資の情報の提供もでき、あと健康状態の把握もできるということでもありますので、またそういう個々に発信ができるようなデジタルも進めていっていただきたいということをお願いします。

もう一点ですが、先ほど女性の配置について３割以上女性を入れているよということなんですが、実際に災害が起きたときに、避難所運営に女性リーダーを配置する仕組みというのも３割以上ということでしょうか。

○議長（広瀬隆博君） 小竹武志企画調整課長。

○企画調整課長（小竹武志君） 中村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

避難所運営マニュアルによりますと、女性の３割以上の参画ですとか、あと男女双方の役員配置を推奨しておるという形とさせていただいております。実際、災害が起こったときに、今、

各地区のまちづくり協議会の皆様等で避難所運営等の訓練をしていただいておりますが、実際避難された方々の中での当初組織から、当然災害が長期化されたときには、各地区でのいわゆる避難所運営の委員会みたいなものが立ち上がってくるかというふうに考えております。

そうした中では、やはり過去の災害等の経験から女性の方も入れていかないと、女性の方の声ですとか女性の方のお困り事が男性ではちょっと分かりにくいというところもございますので、そういったことはマニュアル上では推奨はさせていただいてはございますが、実際災害が起きたときに立ち上がった委員会等も見ながら、町としましても、やはりそういった促しであったりとか、役員だけではなくて、例えば生理用品等を配布させていただくにも、やはり女性から配布するとかそういったことが必要になってくるかというふうに思いますので、実際災害が起こって避難所運営委員会みたいなのが立ち上がったときに、どこまで町として御指導できるかちょっと分かりませんが、そのマニュアルの中では、そういったことを推奨することによって、またこういったマニュアルを広くお伝えすることによって、そういった女性が参画できるような委員会を実現してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（広瀬隆博君） 12番 中村ひとみ議員。

○12番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

女性はやはりどんな場面でも必要だなということを、前回熊本地震後に委員会として視察をさせていただいた経緯がありましたが、やはり本当に頑張っていた姿を見せていただいて、本当に重要だなということを感じましたので、ぜひよろしく願いいたします。

最後に、防災とは単に施設を整えるだけでなく、一人一人の命と暮らしを守り抜く、やはり政治の責任であると思います。特に、災害関連死は防げた命であったかもしれません。だからこそ、私たちはこの教訓を決して風化させてはならないと思います。女性の視点や高齢者、障がいのある方への配慮、そして避難所環境の改善、誰一人取り残さない防災こそ、これからのまちづくりの根幹であると考えます。町民の皆さんがこの町なら安心して暮らせる、その実感ができる垂井町を目指し、さらなる前進を強く求め、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（広瀬隆博君） 11番 藤埴理議員。

〔11番 藤埴理君登壇〕

○11番（藤埴 理君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、医療福祉連携とワンストップサービスについて一般質問をさせていただきます。

最近、身近な私の経験の中から見聞きしたことについて、少しお尋ねをしたいと思います。

私も65歳を超え、高齢者の仲間入りをさせていただきましたが、入院治療中に少し感じたこととお話しさせていただきます。入院中の高齢の患者さんが退院を控え、今後の治療やリハビリを踏まえた場所へ転院という選択を迫られておられました。患者本人と御家族の意向を鑑み、

自宅に近い病院への転院を決意をされました。もちろん立つことも難しい状況で、車椅子なしでの生活は考えにくく、自宅療養はかなり困難との判断をなされたのかとお察しいたします。

この病院では、こうした地域内医療連携はしっかりと対応されていると感じる一方で、近い将来には介護を必要とされる患者やその家族にとっての医療と福祉連携はどうなっているのだろうかと感じました。居宅介護なのか施設介護なのか、将来的には施設介護を希望する場合、介護認定次第では特別養護老人ホームなのか、ケアハウスなどの有料老人ホームなのか、その選択肢も増えてくるものと思われます。これは、この病院の一例としてよろず相談という言葉をよく耳にしました。細かな制度や内容について詳しくは知っておりませんが、こうした制度があることは、患者さんやそして御家族にとって大変ありがたいなというふうに感じました。私も今後年を重ね、自分自身の身がままならない時期がいずれ訪れますので、知識として知っておきたいなと感じております。

そこで、垂井町内の病院、また行政や社会福祉協議会の窓口にこのような相談窓口のような制度はあるのでしょうか。健康福祉課内に地域包括支援センターがあると思いますが、これらの介護の相談窓口としてワンストップサービスで対応されているのでしょうか。介護保険制度が始まったばかりのときに、私は民生児童委員を務めておりましたが、介護等の相談をされましたら、まず社会福祉協議会へとつないでいたように思っております。これからも垂井町で老後を安心して暮らしていくためにも、どこへどのような相談をしたらよいのか、できる限り分かりやすい御説明、御回答をよろしくお願いをいたします。

○議長（広瀬隆博君） 酒井明美健康福祉課長。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 藤埴議員の御質問にお答えいたします。

御質問の際に、入院治療をされていたとの御発言がございましたが、まずもって御退院おめでとうございます。今後とも御自愛いただきたいと存じます。

さて、議員から入院中の高齢者の方についてのお話を御紹介していただきました。退院後、今までのような自立した生活に戻れないような場合は、本人はもとより御家族の不安は計り知れません。よろず相談という言葉が耳にされたということでございますが、入院・外来・在宅医療を提供する医療機関等には相談室が設置され、社会福祉の立場から患者の療養上の様々な課題解決のための調整や支援を行い、社会復帰の促進を図る医療ソーシャルワーカーが配置されています。

主には、社会福祉士の資格を有する医療ソーシャルワーカーの明確な配置基準はございませんが、その役割は多岐にわたっています。その一つとして、患者にとって最善の医療・ケアが受けられるよう、所属する組織内及び地域の多職種と連携し、課題解決のための調整・支援を行っています。リハビリ病院への転院をはじめとして、病院やかかりつけ医などの医療関係との連携や、地域包括支援センターなどの相談機関との連携、また居宅介護支援事業所などの介護関係機関との連携など、関係機関との連携体制が構築されているところでございます。

そこで、1点目の御質問、垂井町内の病院、また行政や社会福祉協議会の窓口に、このような相談窓口のような制度はあるのでしょうかについてお答えをいたします。

町内にございます2つの病院には、医療福祉相談室が設けられております。それぞれ専門職の方が配置され、相談に応じられております。また、役場、健康福祉課内には、地域包括支援センターにおいて、また社会福祉協議会においても、あらゆる相談に応じているところでございます。

次に、2点目の御質問、地域包括支援センターは、介護の相談窓口としてワンストップサービスで対応しているのでしょうかについてお答えをいたします。

ワンストップサービスとは、一つの窓口で必要な申請やサービスの手続を行うことができる窓口と解釈をしております。介護サービスを利用する場合などは、サービスを提供するそれぞれの事業所等での手続が必要になるため、全ての申請、手続を地域包括支援センターで完了することは困難でございます。しかしながら、相談があった場合には、お一人お一人、また世帯ごとに抱えている問題を整理し、あらゆる状況を確認しながら、どんな支援や介護サービスが必要なのか、また受けられるのかを判断し、適切な支援等へつなげるまでは一括して対応しているとともに、次の機関へつないだと同時に相談業務が終了するわけではなく、必要に応じて継続して対応する場合もございます。

最後の御質問、これからも垂井町で老後も安心して暮らしていくためにも、どこへどのような相談をしたらよいのかについてお答えをいたします。

高齢者やその家族の相談窓口として地域包括支援センターがございます。相談内容を問わず、どんなささいなことでも困ったときはまず地域包括支援センターに御相談をください。また、地域包括支援センターに限らず、社会福祉協議会や入院・通院をしている病院の相談室など、どこに御相談していただいても適切な支援につながるよう、関係機関が連携して対応してまいりますので、安心して御相談をいただきたいと思います。

高齢者のための相談窓口である地域包括支援センターにつきましては、出前講座などでパンフレットを配付するなどし、周知に努めているところではございますが、今後も「広報たるい」やホームページなど、あらゆる機会を捉えて、さらなる周知に努めてまいります。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 11番 藤埴理議員。

○11番（藤埴 理君） 御答弁誠にありがとうございます。

垂井町で安心して暮らす、老後を過ごせるということを今感じることができました。当然これは当事者であったり、家族であったりするその人たちこそが今一番必要とされているということで、これからも行政の対応、また病院等の対応も含め、患者に寄り添う、それから御家族に寄り添う、そんな姿勢で取り組んでいただけたらというふうに思っておりますので、どうぞ今後ともよろしく願いをいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（広瀬隆博君）　しばらく休憩いたします。再開は13時15分です。

午前11時38分　休憩

午後1時15分　再開

○議長（広瀬隆博君）　再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

1番　江上裕子議員。

〔1番　江上裕子君登壇〕

○1番（江上裕子君）　1番　江上裕子でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い、生命の摂理を踏まえた人生設計支援と町の役割について一般質問をいたします。

日本では今、少子高齢化が社会の持続可能性に直結する大きな課題となっています。出生率は年々減少し、2024年の出生数は推計で68.6万人と過去最低を更新しました。この数字は単なる統計ではなく、地域社会の未来そのものに関わる深刻な問題です。こうした状況を受け、国や県では子供を産み育てやすい環境づくりに力を入れています。

まずは国の施策です。妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する伴走型支援制度、児童手当の大幅拡充、こども誰でも通園制度の創設、男性育休の強化と共育て支援、大学無償化の拡大など教育費負担の軽減、そしてこどもまんなか社会を掲げたこども大綱の推進など、多岐にわたる取組が進められています。

岐阜県においても、ぎふっこカードによる子育て家庭支援、産後ケアの充実、不妊治療支援、子育て世代包括支援センターの整備、保育士の確保や保育環境の改善などが進められています。さらに、結婚支援や若者支援の強化など、国と連動した取組も展開されています。

しかし、こうした施策を十分に活かすためには、生命の摂理を踏まえた人生設計の支援が欠かせません。若者が将来を描き、自らの人生を主体的に選択できるようにすること。そのための教育や支援は町としても重要な役割を担っています。

ここで、出生動向を示す重要な指標である合計特殊出生率について触れます。合計特殊出生率とは、15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生に産む子供の数に相当する人口指標です。日本の最新値は2024年の1.15で過去最低となりました。しかし一方で、既婚者に限った合計特殊出生率は1.9と、ほぼ2人に相当する水準を維持しています。つまり、出生率低下の主な原因は、結婚した夫婦が子供を産まなくなったのではなく、結婚に至る若者が減っていることにあります。

若者が結婚に踏み出しにくい背景には、経済的な不安、働き方、価値観の多様化、そして地域における出会いの機会の不足など、複数の要因があります。特に地方では、そもそも異性と出会う機会がない、少ない、女性の参加が少なくイベントが成立しにくいといった課題が顕著です。

町としては、これまでも町主催の婚活イベントを開催し、若者の出会いの機会づくりに取り

組んでされました。その取組を大切にしたいと、さらに効果を高めるためには、女性が安心して参加できる環境づくりや婚活に関する相談支援の充実など、若者が一歩踏み出しやすい環境整備が必要であると考えます。

この点について、町の見解をお尋ねいたします。

また、イベントに併せてコミュニケーション講座、ライフデザイン講座、若者の交流の場づくりなど、継続的な支援も重要です。この点についても町の見解をお尋ねしたいと思います。

次に、生殖の健康とライフデザイン教育について伺います。

近年、文学や社会学の分野でも産む・産まない・産めないというテーマが取り上げられ、女性の人生の多様性を象徴する言葉として広く扱われています。子供を持つ人生を選ぶ人、持たない人生を選ぶ人、そして望んでも産めない状況にある人、その全ての人生を尊重する必要があります。その上で、若者が将来を主体的に選択するためには、生殖に関する正確な知識が不可欠です。

ユネスコの包括的性教育（CSE）では、生殖の知識はライフデザインの一部であると明記されています。具体的には、男女の妊娠可能年齢、卵子や精子の加齢、不妊治療の現実、出産とキャリアの関係、人生設計の考え方など、将来を考える上で欠かせない内容が含まれています。しかし、現状では、こうした知識を十分に学ばないまま大人になる若者も多く、知らなかったことが晩婚化や不妊の増加につながっているという一面も指摘されています。

また、SNSやインターネットには不正確な情報も多く、若者が間違った知識を持ったまま大人になることも問題です。若者が主体的に将来を描けるようにするには、生命の摂理という科学的事実を踏まえて、正確な知識を得られる環境が必要です。そのために、生殖の健康に関する教育の充実とライフデザイン教育の推進が求められます。学校教育や社会教育の中で、こうした内容を適切に提供することが重要であると考えます。

そこで、町として生殖の知識やライフデザイン教育を提供する考えについての見解をお尋ねいたします。

○議長（広瀬隆博君） 早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 私からは、御質問の1点目、女性が安心して参加できる環境づくりと、2点目のコミュニケーション講座やライフデザイン講座、若者の交流の場づくりをはじめとする継続的な支援についてお答えをいたしたいと思います。

垂井町におきましては、若者の出会いの機会を創出するために、昨年度でございますけれども、近隣のまち、そして労働組合と広域的に連携を組みまして、不破郡初の試みとして婚活イベント「ふわしる」を開催をいたしましたところでございます。このイベントでは、ハロウィンでありますとか、第1日目、第2日目は文化祭、第3回目は運動会といったように3回連続開催という工夫を取り入れたことで、回を重ねるごとに参加者同士の交流が深まりまして、確かなマッチング効果やイベント後の自主的な交際につながるなど、一定の手応えを得たところでござ

ございます。

しかしながら、一方で、議員も御指摘のとおりでございますけれども、女性参加者の確保が大きな課題となっておりました。昨年度の実績で申しますと、男女比では3対1となったことで、運営における仕組みづくりでありますとか、内容の変更を余儀なくされた側面がございました。また一方で、私も直接お聞きをいたしましたけれども、看護師さんや歯科衛生士の皆さんなどが、土曜日に仕事があるため参加したくてもできない、そういった切実な声もいただいております。開催日設定への配慮が今後必要であると認識をしたところでございます。

さらに、参加者の皆様からは、自身をPRすることができなかった、そしてまた異性とどのように話をすればよいか分からないといった御自身の性格面でありますとか、コミュニケーションに関するお悩みも多く寄せられたところでもございます。

一方、アンケート調査も行ったわけでございますが、結果からは、相手の身だしなみや表情、会話の内容を特に重視しているという傾向が強くうかがえたところでもございます。こうした現状や見えてきた課題を踏まえまして、今後の取組におきましては、委託業者でありますとか、協力機関の皆様ともしっかりと知恵を出し合いながら、女性の皆さんが参加しやすい環境づくりと、参加者が心から参加したいなと思えるような内容への改善を図ってまいりたいと、そのように考えております。

具体的には、お仕事をお持ちの方でも参加しやすいように、先ほども申しましたけれども、例えば日曜日の開催を設定することでありまして、まずはリラックスして会話ができる飲食体験型の企画を柔軟に取り入れることもやっていきたいと、そのように考えておるところでございます。

さらに、議員からも提案をいただきましたコミュニケーション講座でありますとかライフデザイン講座、あるいは交流の場づくりといった支援につきましても、若者の皆さんが自信を持って一步を踏み出せるために大変重要であるとも考えておりますので、これらの御提言につきましては、出会いのイベントの中に自然にコミュニケーションのコツを学べるミニセミナーでありますとか、会話を生み出しやすくするワークショップなどの工夫をプログラムの中に組み込むなど、イベント内で一体となって実施することも含めて、今後十分検討を進めてまいり所存でございます。

若者がこの垂井町において将来のライフデザインを前向きに描き、安心して新たな一步を踏み出せるように、魅力あるイベントの設計と寄り添った支援の充実に引き続き取り組んでまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上御回答とさせていただきます。

○議長（広瀬隆博君） 久保田陽一生涯学習課長。

〔生涯学習課長 久保田陽一君登壇〕

○生涯学習課長（久保田陽一君） 私からは、江上議員の3つ目の御質問、正しい生殖の知識やライフデザイン教育を提供する考えについて、生涯学習課所管と学校教育課所管について併せ

てお答えさせていただきます。

本町の生涯学習・社会教育におきましては、現在、垂井町第3次教育大綱の基本方針2、生涯にわたって学び続け、持続可能な地域社会に貢献する人材（人財）づくりに基づき、家庭教育の充実と子育て支援、青少年健全育成の推進、生涯学習の推進と振興などの事業を展開しております。

議員御提案のライフデザイン教育の提供につきましては、ライフデザインセミナーの開催などが考えられますが、全国的に見ましても、生涯学習・社会教育の分野での取扱い事例が少なく、本町におきましても現時点での予定はありません。

学校教育におきましては、生殖の知識につきましては、中学校第1学年の保健体育科の授業で、思春期には生殖器の発育とともに生殖機能が発達すること、男子では射精、女子では月経が見られ妊娠が可能となることなど、主に生殖に関わる機能の成熟について学びます。加えて、個人差はあるものの、性的なことへの関心が高まり、相手の体に触れてみたいというような性衝動が起こったりすることについても学び、そのようなときには自分だけの気持ちや性衝動に任せて行動するのではなく、相手を尊重し、自分の気持ちや行動をコントロールするなど、性に関する適正な態度や行動について学びます。

中学校第3学年では、エイズや性感染症の予防についても学びます。例えば、その主な感染経路は性的接触であること、予防対策としましては、性的接触を避けることや避妊具を正しく使用すること、そして検査することなど、感染のリスクを軽減する効果的な予防方法について学びます。

江上議員のおっしゃる自ら人生を主体的に選択できるようになるためには、こうした正しい知識の理解も大切ですが、よりよく生きるための基盤となる道徳性や見方、考え方も大切となります。小学校の道徳の時間では、特に高学年において、異性への正しい理解とともに、性別に関わりなくよりよい友情関係を築くよさについて学習しています。加えて、町内のある小学校では、学校行事として助産師さんをお招きし、全校児童に対して命の誕生や命の大切さについて講義を行ったところもあります。

ライフデザイン教育につきましては、ライフデザイン、いわゆる人生設計を自分事として受け止め、自らの人生の展望を持てるようにすることが重要であります。具体的には、小学校の家庭科では家庭生活と家族について考え、家庭生活が家族の協力によって営まれることなどについて学びます。中学校の家庭科では、家族の生活を支える家庭の仕事について具体的に考え、洗濯、掃除、子育て、介護など様々なものがあることに気づいたり、中学生という頼られる存在となり、家族の一員として互いに支え合いながら家庭生活を営むことについて学んだりします。小・中学校におきましては、将来、自らの子供を持つ、持たないに関わらず、自分らしい生き方を主体的に実現できる力を育てまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 1番 江上裕子議員。

○1番（江上裕子君） ただいま御答弁のほうを頂戴いたしました。婚活に関しても、本当に細やかにアンケートなんかを取ってやっていただいているということを改めて確認させていただきました。

あと、ライフデザインセミナーの件ですが、道德の授業の中で人間の大切さを教えてくださったりですとか、助産師さんを招いてというのはとてもいいことだなというふうに感じます。

しかしながら、私はこの一般質問をするに当たりまして、ユネスコの包括的性教育（CSE）というのを自分なりに勉強したんですね。そうしますと、本当にこの中には大切なことが書かれております。若者が正確な情報にアクセスできる環境をつくるって、これは本当に大切なことなんですね。知らなかったじゃなくて、知って選ぶ、この大切さが私はあると考えております。

そういった中で、医療機関、または専門家、その中には保健師さんなんかも入ると思いますけれども、例えば思春期ですと、親の言うことよりも第三者の科学的に基づいて、また医学的に基づいた話のほうが入ることがあるんですね。ですので、こういう医療機関ですとか保健師さんなんかの専門家と連携をして進めるお考えはあるのか、もう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（広瀬隆博君） 神谷憲一教育長。

〔教育長 神谷憲一君登壇〕

○教育長（神谷憲一君） 今御指摘の性教育のお話ですけれども、小学生においては、先ほど生涯学習課長が申し上げたとおりでございます。中学校におきましても、第二次性徴を踏まえまして、実際の出産等のお話がございます。そういった中で、助産師でありますとか関係専門家を招いての授業でありましたり講義というのは、これまでも学校では各学校の判断において行っているところがございます。

ただ、いずれにしましても、学習指導要領に規定されております範囲の中でのそういった分野での教育となりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（広瀬隆博君） 1番 江上裕子議員。

○1番（江上裕子君） ただいま御答弁のほうを頂戴いたしました。その規定の中でもしっかりとやっていただいているということは十二分に理解できましたし、安心させていただきました。ただ、この問題というのは非常に大切な問題であるということをいま一度お伝えだけさせていただきたいと存じます。

再質問でございますが、今、国や県としては、妊娠・出産後の支援から始まってくるところが多いんですけれども、その前の段階の若者が将来を描ける環境づくり、そういったことを町として積極的にやっていくことによって、逆に今ある国・県の施策が生きてくるといふふうに私は思います。

ですので、町としての若者のライフデザイン支援というものを、例えば人口政策、教育政策、

福祉政策の横断的なテーマとして扱っていくのはとても大切なことではないかなと思うんですが、この点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（広瀬隆博君） 小竹武志企画調整課長。

〔企画調整課長 小竹武志君登壇〕

○企画調整課長（小竹武志君） 江上議員の再質問についてお答えさせていただきます。

私からは、企画調整課ですので、町の全体的な政策の観点からお答えをさせていただければというふうに考えております。

今御質問にもございましたように、現在の第6次総合計画におきましても、人口減少が大きなテーマとなっております。要因としましては、お話にもございましたように、やはり若者が町から流出していくこと、また今御質問にございましたように、少子化というのが大きな要因となっております。やはり若者が垂井町でライフデザインを描いていただけるというところが、今後垂井町で生活をしていただく、垂井町で生活しながら仕事を持って、家庭を持って、例えば営んでいただくことになろうかというふうに考えております。

そのため、例えば産業課では、コネクトベース垂井におきまして、若者等が新たな挑戦が受けられるような形での創業支援を行ったりですとか、ほかのところでも様々な若者、または女性に対する支援を横断的に行っているところでございます。

今後、今年、来年と第7次総合計画を策定するわけではございますが、やはり大きなポイントとしましては、こういった若者、また女性の方が垂井町を選んでいただけるような形での施策の展開が当然必要になってくるかと思ひますし、今現在住んでみえる垂井町の住民の方だけではなく、外から垂井町と関わっていただけるような形での施策展開が今後必要ではないかというふうに考えておりますので、こういった若者に対するライフデザインというものの施策は、今後そういった総合計画の中でも考える必要があるのではないかというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 1番 江上裕子議員。

○1番（江上裕子君） ただいま御答弁のほうをいただきました。全体的に見て、産業の分野から今お答えのほうを頂戴したかと思ひます。

ただ、私が今回この勉強した包括的性教育というのはとても大切な部分ですので、いま一度本当に皆さんも心に留めていただきたいと思いますし、また今後そういったことを知らなかったじゃなくて、きちんと知った上で判断しながら若者が進んでいけるような社会になることを私は願ひまして、今日の一般質問を終わります。

○議長（広瀬隆博君） 13番 富田栄次議員。

〔13番 富田栄次君登壇〕

○13番（富田栄次君） 通告に基づき、大きく2点質問をいたします。

1点目としまして、大型商業施設（コメリ、トライアル）の出店に伴う交通問題と排水問題

とホテルの里について、以下4点質問します。

大型商業施設の出店に伴う交通問題について質問を行います。

大型商業施設の出店は、地域活性化や住宅開発の促進につながる一方、周辺住民の生活環境に与える影響が懸念されます。特に交通問題は深刻で、大型商業施設の建設地周辺では、国道21号線、県道養老・垂井線、宮代交差点で既に平日の帰宅時間帯、また休日には慢性的な交通渋滞が発生しています。将来的には交通量がさらに増加し、混雑度がさらに上昇し、交通容量を超えると予測されており、このような状況の中で新たな大型商業施設の出店は交通渋滞や事故の増加を招くおそれがあり、安全面への不安も高まっています。

そこで、お尋ねいたします。

周辺住民の生活環境を守るための交通安全と円滑な交通を図るための考え、対策についてお尋ねします。

次に、大型商業施設の出店に伴う排水問題について質問を行います。

排水の問題として、地域の排水・治水機能への影響が上げられます。周辺地域は開発の進展により、雨水等の自然浸透保水能力が減少し、機能が低下し、大雨時には浸水被害の危険性が高まっています。大型商業施設の建設によって、さらに雨水流出量が増え、周辺住民の不安が強まることが懸念されます。

私は過去において、瞬間降雨、降る雨ですね、瞬間雨量、雨の量について、我が町の河川はどの程度まで耐え得るようになっていくのかをお尋ねしたことがあります。今回の大型商業施設の建設によって、これまではいつとき水の貯水池、池ですね、貯水池代わりになっていた田んぼが埋められて、新しくできるところはほぼ全部舗装ということが対象になってくるわけですが、そうすると瞬間降雨、雨量にその周りがついていけるかということを思うわけです。その下に水が流れるだけの河川なり水路なり、地域の排水路の整備、そういったものがない限りには、その現地といいますか、現場でどのようなものを造っても、この瞬間降雨、雨量というものには対応できないんじゃないかというように思うわけです。施設の周辺のみならず、地域一帯を含めた、例えば山田川、泥川等対策が不可避であり、しかも早急に構築しなければと懸念するものです。

そこで、お尋ねいたします。

排水の問題と水害についてどのようにお考えか、またいかなる対策をなされるのかお尋ねします。

次に、大型商業施設の出店に伴う環境保全（ホテルの里）について質問を行います。

大型商業施設建設用地沿いに山田川が流れています。この付近一帯は、谷崎潤一郎の小説「細雪」の中の蛍狩りの描写にあるように、この川沿いは昔から蛍の生息地であり、今現在も表佐地区のハリヨ・ほたるを育てる会で毎年蛍の放流活動が行われている蛍の放流地でもあります。また、この施設の下流には水田があります。用排水が兼用になっており、これから工事を行うわけですが、工事用汚水はもちろんのこと、耕作に支障のないように排出汚水につい

ても対策が必要ですが、そこでお尋ねいたします。汚水対策についての考えと対策をお尋ねします。

次に、大店立地法が及ばない部分について、町独自の対策を構築する考えはあるかについて質問を行います。

この商業施設の建設・開業については、その規模から、大規模小売店舗立地法に基づいて県に届出がされました。この大店立地法の目的は、周辺地域の生活環境の保持と小売業の健全な発展です。この趣旨に沿って、企業は交通安全対策や周辺的生活環境の悪化の防止の方策を取らなければならない責務があります。当然に企業と行政との間では協議がなされ、その間に地元市町村や地元住人の意見を組み入れることになります。企業に対処を求めることはもちろんのことですが、この大店立地法が及ぶ範囲はおのずと限度があると思われます。このような場合、つまり同法が及ばない部分について、周辺を含めて地域の住民の日常的生活環境におお悪影響のおそれがある場合は、行政、町として生活環境保持のために独自の対策を構築する必要があると考えますが、お考えをお伺いします。

そこで、お尋ねします。

大店立地法が及ばない部分について、町独自の対策を構築する考えはあるかお尋ねします。

大きく2点目、小・中学校の学級定数を30人以下とする少人数学級の実現をについて、以下3点質問します。

近年、児童・生徒一人一人の個性や学習状況に応じたきめ細かな教育の重要性が高まっています。また、不登校や特別な支援を必要とする児童・生徒の増加、ICT教育への対応など、学校現場に求められる役割はますます多様化しています。現在、国の基準では小学校の学級編制は35人学級となっていますが、より質の高い教育環境を整備するためには、学級定数を30人以下とする少人数学級の推進が必要であると考えます。

少人数学級には、児童一人一人への指導時間を確保できること、学習理解度に応じた支援がしやすくなること、いじめや不登校の早期発見につながることで、教員の負担軽減が期待ができることなど多くの効果があります。また、垂井町では少子化が進行しており、今後は児童・生徒数の減少が見込まれます。この状況を単なる課題として捉えるものではなく、少人数教育の充実という教育環境向上の機会として活用することも重要ではないでしょうか。

そこで、次の3点についてお尋ねをします。

1つ目、垂井町の小・中学校における学級規模の現状と課題をどのように認識しているのか。

2つ目、小・中学校の学級定数を30人以下とする少人数学級の実現をについて。

3つ目、町独自の教員配置や学習支援員の活用により、実質的な30人以下学級を実現する考えはないか。

以上をお尋ねいたします。

○議長（広瀬隆博君） 早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 富田議員の大きな1つ目の御質問、大型商業施設の出店に伴います交通問題と排水問題とホテルの里についてのうち、1点目の大型商業施設の出店に伴います交通問題についてお答えをさせていただきます。

御質問いただきました大型商業施設でございますけれども、役場庁舎南側の市街化区域編入に伴いまして、令和9年3月頃の開業に向けまして現在整備が進められておるところでございます。周辺の交通環境といたしましては、御案内のとおり、北側に国道21号、西側に一般県道養老・垂井線、南側、そしてまた東側には町道宮代121号線が整備中の施設を取り囲むように走っておるところでございます。

近年、特に一般県道養老・垂井線でございますけれども、養老サービスエリアスマートインターチェンジのアクセス道路としての利用でありますとか、また役場庁舎の移転、大手企業の進出やら拡張等々によりまして、通勤時間帯におけます交通渋滞も発生しておるところでございます。さらには、今年の2月でございますけれども、橋爪大橋（養老町）も開通をいたしまして、商業施設の出店と併せて本路線の交通量の増加がますます見込まれておるところでもございます。

御質問の周辺住民の生活環境を守るための交通安全と円滑な交通を図るための対策でございますけれども、現在大垣土木事務所におきまして、出店南側に位置をいたしております庭田交差点の改良工事（右折レーン設置）も進められておりますが、これまでも一般県道養老・垂井線の渋滞緩和に向けまして、4車線化等、継続的に事業の推進を陳情を申し上げてきたとおりでございます。

また、町道宮代121号線におきましては、出店事業者の造成工事の掘削に伴います影響から、現在一部未完成及び未供用となっておりますが、今後は造成工事と調整を図りながら、今年度内の全線供用開始に向け事業を進めていきたいと、そのように考えております。

また、交通の分散を図るため、令和7年の3月に町道路線の認定を行いました町道宮代123号線でございますけれども、今議会定例会に境界測量の予算も計上させていただいたところでございます。用地の取得、あるいは道路改良工事などなど、開店までの整備は大変厳しいスケジュールになっておりますけれども、早期完成に向けて事業を推進してまいりますので、何とぞ御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、新たな商業施設の出店によりまして、関係する様々な相乗効果が生まれ、垂井町内のさらなる活性化も期待されておるところでございますので、重ねて交通渋滞によります生活環境の悪化、そしてまた事故の増加を防ぐために、関係機関と連絡を密にして道路整備に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（広瀬隆博君） 衣斐浩一都市計画課長。

〔都市計画課長 衣斐浩一君登壇〕

○都市計画課長（衣斐浩一君） 私からは、富田議員の大きい御質問の1点目、大型商業施設コメリ・トライアルの出店に伴う交通問題、排水問題、環境保全及び町独自の対策について、都

市計画及び企業誘致の観点からお答えをいたします。

大型商業施設のコメリパワー及びスーパーセンタートライアルにつきましては、先ほど町長の御答弁のほうにもございましたとおり、来年（令和9年）の3月頃の開業を目指して、現在着実に工事が進められているところでございます。一部農地につきましても、土砂の搬入などによりその景色を一変させており、新たな都市的土地利用による地域活性化への期待が高まる反面、都市化に伴う周辺への影響を懸念される声があることも重く受け止めております。

まず今回の大型商業施設出店において、通常の出店と大きく異なる点は、本町及び岐阜県の都市計画マスタープランに基づき持続可能な地域づくりを目指す中で進められた計画であるという点であります。

具体的には、垂井町都市計画マスタープランの重点戦略の一つである庁舎周辺での都市機能集積拠点づくりに基づき、市街化区域の拡大によって商業施設などの都市機能を集約するものでございます。つまり、庁舎周辺の一団の土地を市街化区域へ編入し、にぎわい創出のための拠点形成を図るものであります。この市街化区域への編入は、単に都市化のみを推進するというものではございません。上位計画との整合性はもとより、都市的土地利用に伴う周辺農地への影響を考慮した農政協議、実際の出店計画に即した治水協議や交通協議など、各方面にわたる入念な協議を2年間にわたり重ねてまいりました。その結果、懸念材料を一つ一つ解消し、関係各方面からの同意・了解を得て、令和7年5月の市街化区域編入に至ったものでございます。

ここで、このたびの大型商業施設の出店計画の概要につきまして御説明させていただきます。

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び地元説明会の資料によりますと、店舗名称はスーパーセンタートライアル・コメリパワー垂井店、場所は旧郷鉄工所の西側でございます。建物設置者及び小売業者は、株式会社トライアルカンパニー及び株式会社コメリ、店舗面積は1万928平方メートル、営業時間はトライアルカンパニーが24時間、コメリが午前6時30分から午後9時30分まで、駐車場の収容台数は307台、駐輪場は31台となっております。

さて、御質問の1点目、大型商業施設の出店に伴う交通問題についてのお尋ねがございました。議員御指摘のとおり、当該出店予定地周辺の国道21号や県道養老・垂井線、宮代交差点周辺は、現在でも通勤時間帯や休日を中心に混雑が見られる路線であります。そのため、大型商業施設の進出に伴う交通量の増加が周辺住民の皆様の生活環境や安全性に影響を与えるのではないかと懸念につきましては、本町といたしましても特に重く受け止めております。

本事業の推進に当たりましては、事業者から提出された交通処理計画を基に、既に国及び県との交通協議を完了いたしております。交通処理計画の内容としましては、十分な収容台数を確保した駐車場の配置や計画地を出入りする車両の円滑な誘導対策を講じることといたしております。さらに、計画地から東に抜ける町道宮代121号線を整備することで、宮代、庭田、ゆりの宮の各交差点における交通負荷が分散し、円滑な交通確保を可能とする計画となっております。

本町といたしましては、これらの事業者が行う交通処理計画が確実に履行されるよう注視するとともに、周辺道路を管理する国や県、また交通規制を所管する垂井警察署などの関係機関と緊密に連携を図ってまいります。特に生活道路への車両の流入、いわゆる抜け道利用による交通事故のリスクを軽減するため、必要に応じて交通安全対策施設の整備などを関係機関に働きかけ、周辺住民の皆様の安全で円滑な生活交通の確保に努めてまいります。

次に、御質問の２点目、排水問題及び水害対策についてのお尋ねがございました。

大半が農地であった計画地を都市化することによる下流河川への影響を検証するため、岐阜県宅地開発指導要領に準拠し、30年確率降雨強度の数値を用いて必要となる調整池の容量を算定し、河川管理者である岐阜県との協議を済ませております。今後は、大型商業施設の開発計画の中で、より具体的な調整池の配置がなされる見込みとなっております。これによりまして、大雨の際にも一度に大量の雨水が周辺の水路や河川へ流出することを防ぎ、開発前と同等以下の流出量に抑制する対策が事業者には義務づけられております。

また、本町といたしましても、町が管理する排水路などの定期的なしゅんせつや適切な維持管理を徹底し、地域住民の皆様が安心して暮らせる水害に強いまちづくりを推進をしてまいります。

次に、御質問の３点目、環境保全（ホテルの里）及び汚水についてのお尋ねがございました。

議員御案内のとおり、この時期、山田川沿いには多くの蛍が乱舞する貴重な地域であります。去る６月６日には、表佐のハリヨの里におきましてハリヨ・ほたる祭りが開催され、多くの子供たちが蛍を観賞し、地域の豊かな自然に親しんでいる姿を拝見をしました。日頃から蛍の繁殖や環境保全に御尽力をいただいておりますハリヨ・ほたるを育てる会の皆様の活動には深く敬意を表する次第でございます。

さて、御質問の汚水対策につきましては、市街化区域への編入に合わせ、当該地区を下水道処理区域に編入しており、大型商業施設からの排出される雑排水は全て公共下水道で適正に処理する計画となっております。

また、市街化区域編入の協議と並行し、岐阜県土地開発事業の調整に関する規則に基づく土地開発の事前協議を行ってまいりました。この協議の中で、町から事業者に対し、開発区域内からの雨水排水対策の徹底や工事期間中における周辺環境及び水質への配慮などを強く要望をしたところでございます。今後も、事業者が環境負荷の低減に向けた最善の措置を講じるよう、厳しく指導、注視してまいります。

最後に、御質問の４点目、大規模小売店舗立地法が及ばない部分に対する町独自の対策についてのお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、大規模小売店舗立地法は周辺の生活環境の保持を目的としていますが、その適用範囲や審査基準には一定の限界がございます。法律だけではカバーし切れない、より地域に密着した課題や、周辺住民の皆様の日常的な生活環境への懸念に対しましては、行政としてきめ細やかな対応が必要であると強く認識をいたしております。町独自の対策といたしま

しては、開発許可の事前協議が各種行政手続の段階におきまして、法的な枠組みにとどまらず、地域住民の皆様から寄せられた生の声や具体的な要望を町がしっかりと集約し、事業者に対して指導や申入れを行ってきたところでございます。

出店後におきましても、地域住民の皆様の生活環境に悪影響が生じることがないように、町独自のチェック体制を維持するとともに、事業者との対話の場を継続的に確保し、何か課題が生じた際には柔軟かつ迅速に対応できるよう万全を期してまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 川瀬桂一郎上下水道課長。

〔上下水道課長 川瀬桂一郎君登壇〕

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） 私からは、富田議員の大きな1つ目、大型商業施設の出店に伴う交通問題と排水問題とホテルの里についての3点目、山田川は蛍の生息地であり、下流には水田もあり、耕作等に支障のないような排水汚水に対する考えと対策についての御質問につきまして、公共用水域の水質保全の担当としての立場から、商業施設の営業活動により排出される汚水の処理についてお答えをさせていただきます。

今回の大型商業施設の建設区域につきましては、令和7年12月12日に都市計画法に基づく公共下水道の排水区域に位置づけをしております。そのため、営業開始後の商業施設から排出される汚水につきましては、北側店舗では敷地北側の赤道に埋設されております既設下水管に接続する予定でございます。また、南側店舗につきましては、敷地西側の県道養老・垂井線直下に埋設されております下水管のマンホールに接続する予定としており、事業者からの申請が整い次第、それぞれの工事を進めてまいります。

さらに、店舗内からの汚水の排水設備につきましても、公共汚水ます接続後、各店舗内の排水設備が適切に設置されているのか確認の検査を実施いたします。公共下水道を活用していただくことで、事業活動による施設からの汚水は適切に処理され、山田川の貴重な蛍やその下流域の水田等、地域の水環境や農業活動に影響を及ぼさないよう配慮された計画となっております。

本町としましても、商業施設の環境負荷低減の観点から、公共下水道を活用した確実な汚水処理の推進に努め、地域の水環境保全と町民皆様の安心・安全の確保に全力を尽くしてまいります。

以上、汚水対策についての考えと対策について答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤塚正博教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 藤塚正博君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（藤塚正博君） 富田議員の御質問の2つ目、小・中学校の学級定数を30人以下とする少人数学級の実現をにつきましてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の垂井町の小・中学校における学級規模の現状や課題、それから2点目の学級

定数を30人以下とする少人数学級の実現を、現状と今後の見込みにつきましてからお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、現在国が定める学級編制の標準は、1学級の児童または生徒が35人とされており、岐阜県におきましても同様に小学校及び中学校ともに1学級当たり35人以下を標準といたしております。これにより、例えばある学年の通常学級の児童・生徒数が35人であれば1学級に、36人であれば2学級にという形で学級編制がなされることとなります。今年度の町内の小・中学校の状況といたしましては、31人から35人までの間で編成をされている通常学級が全体で8学級ございますので、仮に議員御指摘の1学級当たり30人以下で編成をした場合には、8学級分が増える見込みとなりますが、一方で1学級当たりの平均の児童・生徒数、全体で計算をいたしますと平均23.5人という形でなっておりますので、御説明のほうをさせていただきます。

1学級当たりの人数に関する経緯といたしましては、1958年（昭和33年）に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が制定をされ、当時の学級編制の標準は50人でした。その後、1964年（昭和39年）度からが45人、1980年（昭和55年）度からは40人へと引下げをされ、現在は一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備することを趣旨として、1学級当たり35人以下が標準とされております。

さらに、岐阜県では、国の計画よりも早く前倒しで1学級当たり35人以下の取組が進められてきた経緯もございますので、これらを踏まえますと、この先早い段階で1学級30人以下が実現をする可能性は、申し訳ございません、極めて低いと思われれます。その上で、本町の取組といたしまして、3点目の町独自の教員配置、学習支援員の活用により、実質的な30人以下学級を実現する考えにはつきましてお答えをさせていただきます。

本町では、県費の小・中学校の先生方とは別に、子供たちの学習支援や教職員の負担軽減などを目的に町費による講師等の配置に努めております。

まず、個別支援教育講師でございます。

こちらは、学級担任の助手として、子供たちへの個別の支援などを行う業務に携わっており、本年度は町内の小・中学校に計35名を配置をいたしております。また、複式学級が存在する小学校には、いずれか一方の学年の教科指導などを行う教育支援講師、こちらは本年度3名を配置をいたしております。さらに、不登校傾向の子供たちへの学習支援、教育相談等を行うことを趣旨として、旧宮代幼稚園内で開設をいたしております教育支援センター、通称「ほっとルームたるい」でございますが、こちらの教育支援員として2名を配置をいたしております。

これらの取組は、議員御質問の実質的な30人以下の学級を実現することを直接的な目的としたものではございませんが、こういった講師や支援員の方々が日頃から子供たちに寄り添ってくださることで、学習のつまずきの解消、子供たちの変化への気づき、1人1台タブレットの活用も含めた学習効果の向上、子供たちと教員との人間関係の構築、そして集団への適応など、

私たちの目に見えない様々な効果があるものと考えております。

そのほかにも、日本語指導が必要な外国人児童・生徒のための日本語適応指導員、英語教育の充実を図るための英語指導助手、学校事務の補助等に従事をし、教職員の負担軽減を図るためのスクールサポートスタッフ、さらに今回御質問とは直接関係はないかもしれませんが、学校図書館司書や学校公務員など町内の小・中学校には、県費の先生方とともに、日々子供たちが楽しく安全に安心して学校生活を送ってくれるよう、同時に先生方の負担が少しでも軽減されるように、多くの町費の職員も一緒になって、それぞれの立場でやりがいを持って働いています。

今回、議員におかれましては、日々学校生活を支えている町職員にも目を向けていただき感謝をいたしております。今回、議員が申されるとおり、私たちも子供たちが安心して学び、一人一人が持つ能力を十分に伸ばすことができる教育環境の整備にこれからも努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 13番 富田栄次議員。

○13番（富田栄次君） 町長並びに各担当課長、詳細な、また力強い御答弁をいただきまして、誠にありがとうございました。今後ともどうかよろしく願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（広瀬隆博君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後2時20分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 隆 博

会議録署名議員 若 山 隆 史

会議録署名議員 藤 埴 理

